平成 29 年度第 2 回
報告書データベース作成に関する説明会

日 時：平成 29（2017）年 12 月 20 日（水）13:00-17:00

会 場：国立大学法人東北大学(川内キャンパス)

文科系総合講義棟　法学部第 2 講義室

主　催：　国立文化財機構奈良文化財研究所

共　催：　国立大学法人東北大学大学院文学研究科，国立大学法人東北大学埋蔵文化財調査室，国立大学法人島根大学附属図書館，全国遺跡報告総覧プロジェクト

後　援：　文化庁，全国埋蔵文化財法人連絡協議会，全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会

趣旨

国民共有の財産である埋蔵文化財の記録の中心となる発掘調査報告書は、印刷物として作成され保存活用されなくてはならない。この印刷物としての発掘調査報告書の存在を知らしめ、その活用を促進するものとして、発掘調査報告書の低精度 PDF データの公開が位置づけられる。当説明会では、報告書電子化及び全国遺跡報告総覧登録に関する実務を説明し、発掘調査報告書の一層の活用促進をはかることにより、埋蔵文化財の普及公開に資することを目的とする。

参加地域・機関一覧

報告書登録の発行機関数 387（2017 年 12 月 13 日時点）

◇大学図書館　参加府県（連携大学）

宮城県(東北大学)／山形県(山形大学)／秋田県(秋田大学)／茨城県(筑波大学)／富山県(富山大学)
新潟県(信州大学)／長野県(信州大学)／山梨県(信州大学)／滋賀県(滋賀大学)／大阪府(大阪大学)
兵庫県(神戸大学)／奈良県(奈良女子大学)／鳥取県(鳥取大学)／島根県(島根大学)／岡山県(岡山大学)
広島県(広島大学)／山口県(山口大学)／徳島県(徳島大学)／香川県(香川大学)／愛媛県(愛媛大学)
高知県(高知大学)／福岡県(九州大学)／宮崎県(宮崎大学)／鹿児島県(鹿児島大学総合研究博物館)

◇直接参加モデル 自治体・法人調査組織・博物館・大学・学会等

七飯町／厚沢部町／奥尻町／青森市／（財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター／陸前高田市／洋野町／東北歴史博物館／気仙沼市／多賀城市／松島町／七ヶ浜町／秋田市／秋田市秋田城跡歴史資料館／酒田市／南陽市／茨城県教育委員会／財団法人茨城県教育財団／土浦市／笠間市／ひたちなか市／常陸大宮市／筑西市／稲敷市／行方市／城里町／美浦村／八千代町／小山市／群馬県／前橋市／高崎市／熊谷市／狭山市／深谷市／ときがわ町／木更津市／海老名市／神奈川県考古学会／長岡市／魚沼市／富山県／魚津市／砺波市／上市町／小松市／野々市市／金沢大学／甲府市／南アルプス市／北杜市／甲州市／飯田市／佐久市／富士見町／辰野町／坂城町／明治大学／岐阜県文化財保護センター／岐阜市／飛騨市／下呂市／海津市／静岡県埋蔵文化財センター／浜松市／熱海市／磐田市／伊豆の国市／愛知県埋蔵文化財センター／常滑市／東海市／弥富市／三重県埋蔵文化財センター／三重県立斎宮歴史博物館／桑名市／鈴鹿市／いなべ市／志摩市／明和町／三重大学／京都市／長岡京市（埋蔵文化財センター）／木津川市／京都橘大学／泉大津市／茨木市／東大阪市／四條畷市／兵庫県教育委員会／神戸市／芦屋市／加古川市／朝来市／神戸深江生活文化史料館／大和高田市／天理市／橿原市／御所市／王寺町／吉野町／大淀町／鳥取県教育委員会／公益財団法人鳥取県教育文化財団／鳥取県埋蔵文化財センター／鳥取市／公益財団法人鳥取市文化財団／米子市／一般財団法人 米子市文化財団／倉吉市／境港市／岩美町／若桜町／智頭町／八頭町／

三朝町／湯梨浜町／琴浦町／北栄町／日吉津村／大山町／南部町／伯耆町／日南町／日野町／江府町／島根県／出雲市／岡山県／津山市／高梁市／瀬戸内市／美作市／浅口市／岡山大学考古学研究室／広島市／徳島県立博物館／香川県教育委員会／高松市／丸亀市／観音寺市／多度津町／まんのう町／高知県立埋蔵文化財センター／高知市／南国市／福岡県／福岡市／筑後市／中間市／大野城市／苅田町／福岡大学（考古学教室）／佐賀県教育委員会文化財課／佐賀市／伊万里市／長崎県埋蔵文化財センター／松浦市／対馬市／熊本県教育庁教育総務局文化課／玉名市／御船町／中津市／宮崎県立西都原考古博物館／宮崎市／都城市／延岡市／日南市／小林市／日向市／串間市／西都市／えびの市／三股町／高原町／国富町／綾町／高鍋町／新富町／都農町／門川町／高千穂町／日之影町／出水市／霧島市／大崎町／沖縄県立埋蔵文化財センター

プログラム

13:00～13:05　開会挨拶　森本晋　奈良文化財研究所企画調整部長

13:05～13:45　基調「発掘調査報告書電子化の埋文行政上の位置づけ」
川畑純　文化庁文化財部記念物課　文部科学技官　・・・4ｐ

13:45～14:05　報告「報告書公開活用の展望」
国武貞克　奈良文化財研究所都城発掘調査部　主任研究員　・・・30ｐ

14:05～14:25　報告「全国遺跡報告総覧の機能と今後の展望」
高田祐一　奈良文化財研究所企画調整部　研究員　・・・32ｐ

――――――――――休憩（14:25～14:40）――――――――――

14:40～15:10　案内「報告書データベースの実務に関わる説明」
昌子喜信　島根大学附属図書館　情報サービスグループ　・・・44ｐ

15:10～15:30　事例報告「報告書データベースの活用と今後」
菅野智則　東北大学埋蔵文化財調査室　特任准教授　・・・80ｐ

15:30～15:50　事例報告「秋田市における報告書のデジタル化と公開について」
神田和彦　秋田市立秋田城跡歴史資料館　主査(文化財保護主事)・84ｐ

――――――――休憩[質問票の回収]（15:50～16:10）――――――――

16:10～16:50　質疑応答
回答者：　川畑純／国武貞克／高田祐一
昌子喜信／菅野智則／神田和彦

16:50～17:00　閉会挨拶　藤澤敦　東北大学埋蔵文化財調査室長

17：00～　個別相談会（事前予約優先。当日相談歓迎）

報告書データベース作成に関する説明会説明資料
文化庁記念物課埋蔵文化財部門　　川畑純

『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について２』

平成２９年９月　日

埋蔵文化財発掘調査体制等の
整備充実に関する調査研究委員会

文　　化　　庁

は じ め に

埋蔵文化財は，国や地域の歴史及び文化を知る上で欠くことのできない国民共有の財産であり，地域における資産でもある。埋蔵文化財を適切に保存し活用するため，行政上必要とされる事項の基本的な方向について検討することを目的に，平成６年１０月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」が設置された。

本委員会では，これまで埋蔵文化財の保護を目的とした行政に関する諸課題，具体的には，埋蔵文化財の保護を担当する行政機関における組織や都道府県・市町村の役割分担の在り方，埋蔵文化財発掘調査の実施にあたっての考え方，発掘調査の費用を積算する際の考え方，埋蔵文化財の保存と活用についての考え方や方法，発掘調査の資格等について，１１編の報告と１編の中間まとめを取りまとめた。文化庁は，これらの報告等を都道府県教育委員会をつうじて全国の地方公共団体に周知し，それを受けて各地で埋蔵文化財保護行政（以下「埋蔵文化財行政」という。）の充実が進められている。

さて，このたび本委員会では，埋蔵文化財行政におけるデジタル技術の導入について検討を行うこととし，平成２８年度には『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について１』（報告）（以下「デジタル報告１」という。）を公表した。この報告では，埋蔵文化財行政におけるデジタル技術の導入全般に関する考え方を示すとともに，デジタルへの移行が急速に進んでいる写真について，使用すべき機材，保存形式，保存方法等について指針を示した。また，この報告の中では，デジタル技術は埋蔵文化財行政においても国民に埋蔵文化財の価値を分かりやすく伝えるなどの効果が期待される反面，データの恒久的な保存という点においては，いくつかの問題があることを指摘し，その導入にあたっては必要な機材の確保はもちろんのこと，その維持・更新等に係る予算の確保，デジタルデータを適切に取り扱うことができる人材の養成・確保が必要である点等を指摘した。

今回は，デジタル報告１で示した考え方に則り，発掘調査報告書のデジタル化について検討を行った。検討は実情を踏まえた審議を行うために，地方公共団体，地方公共団体の外郭団体として設立された発掘調査の実施を目的とする法人及び独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所（以下「奈良文化財研究所」という。）の実務担当者から意見聴取や実態調査を実施して現状分析を行った。また報告を取りまとめるにあたり，日本学術会議史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会提言「持続的な文化財保護のために―特に埋蔵文化財における喫緊の課題―」（平成２９年□月□日）を参考とした。

発掘調査報告書は，発掘作業から整理等作業に至る発掘調査全般の成果をまとめたものであり，特に記録保存調査においては失われた遺跡に代わり後世に残す記録の中心となるものである。本報告はデジタル技術が進展し，かつ深く浸透した今日において，発掘調査報告書の本来的な在り方を確認するとともに，デジタル技術の効果的な利用について提言している。地方公共団体におかれては，本報告を参考に発掘調査報告書の適切な刊行と保存，情報発信のために必要な事項について整備されることを期待するものである。

第１章　デジタル技術の導入と発掘調査報告書

１.『発掘調査のてびき』における発掘調査報告書

デジタルデータによる発掘調査報告書の出現と本報告の目的

文化庁により平成２２年３月に公表された『発掘調査のてびき』「整理・報告書編」（以下「整理・報告書編」という。）では，発掘調査報告書には，

①将来にわたって保存されること。

②相応の精度を有すること。[1]

が求められるとされている。また，発掘調査報告書は広く公開されて国民が共有し，活用できるような措置を講じる必要があると指摘されており，このことは利活用しやすい環境を整えるとともに，発掘調査報告書そのものの形態（媒体）も， 国民にとってなじみ深く利用しやすいものである必要があることを示している。すなわち，発掘調査報告書には，

③公開・活用のための形態・方法が適切であること。

という要件も求められている。

そして，この３要件から発掘調査報告書の形態は「記録媒体自体の劣化のほか，媒体の規格変更や製造中止など，いくつかの問題が指摘されるデジタルデータではなく，紙媒体による印刷物とすることが求められる。」とされている。

しかし，近年のデジタル技術の発達と普及により，発掘調査報告書をデジタル化しインターネット等で公開するなどの取組が行われ，その閲覧実績（３１頁参照）からして発掘調査報告書に対する需要の高さが数値で把握され明確になった。

発掘調査報告書は基本的に発掘調査の都度，作成されるものであり，近年では年間千数百冊程度刊行されているが（文化庁『埋蔵文化財関係統計資料』による。），後述するようにそれぞれの印刷部数は開発事業等が原因となって行われる発掘調査でその経費を事業者が負担する場合（以下「原因者負担による発掘調査」という。），３００冊が上限とされている。このように個々の印刷部数は少ない反面，毎年膨大な数の情報が累積されていく中から，必要な情報を得るためには，印刷物の発掘調査報告書を閲覧するよりも，Ｗｅｂ[2]上でデータを検索する方が利便性が高く効果的である。こうした事情が，デジタルデータ

[1] 発掘調査報告書の精度に関する記述は「整理・報告書編」の以下の部分に示されている。
○挿図は「図としての見やすさを失わず」（整理・報告書編１３９頁）
○写真図版は「アート紙やコート紙に鮮明に印刷する」（同１３５頁）
○スクリーン線数は「最低でも１７５線が必要で（中略）写真などでより細かな表現を望むのであれば，３００線以上の高精細印刷が要求される。」とされている（同１５７頁）。

[2] インターネット上で標準的に用いられている文書の公開・ 閲覧システム。

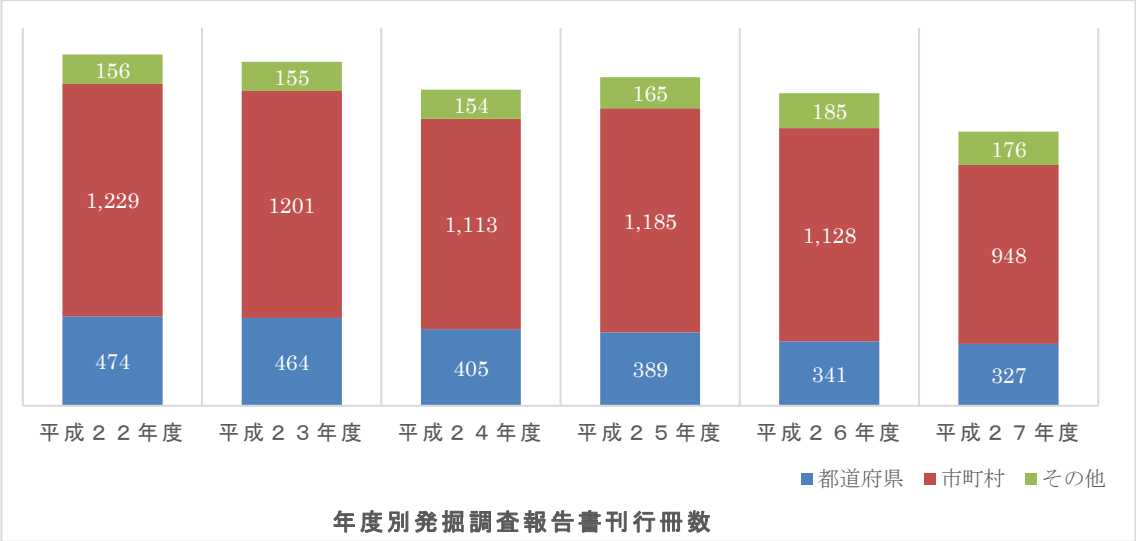

年度別発掘調査報告書刊行冊数

による発掘調査報告書の出現を促し，その需要を高めていると考えられる。

また，デジタルデータによる発掘調査報告書の閲覧実績は，発掘調査報告書に対する潜在的な需要の高さを示しており，印刷物の発掘調査報告書のみを図書館等に配架するだけでは，こうした需要に十分に応えられていなかったことを示している。

このように，デジタルデータによる発掘調査報告書は埋蔵文化財行政において，重要な役割を担いつつあり，その作成や公開方法等について一定の考え方を示す必要が生じている。それと同時に，デジタルデータによる発掘調査報告書の行政的な位置付けも重要である。先述したように，「整理・報告書編」では発掘調査報告書は印刷物が適切であるとしたが，デジタルデータによる発掘調査報告書は「整理・報告書編」で示した印刷物の発掘調査報告書の代わりになるものか，あるいはそれとは別の役割を担うものなのかという考え方の整理，すなわちデジタルデータによる発掘調査報告書の性質と役割について明確にする必要がある。本報告では，これらの点についての考え方を示すことを第一の目的とする。

また，デジタルデータによる発掘調査報告書の出現により，これまで示されてきた印刷物の発掘調査報告書の配布や保管に関する考え方に変更すべき事柄があるのか，さらにデジタルデータによる発掘調査報告書の閲覧実績から窺われる発掘調査報告書の潜在的な需要への対応についても検討し，考え方を示すこととする。

発掘調査報告書とは

検討に先立ち，まず発掘調査報告書の行政的な位置付けについて確認しておく。「整理・報告書編」では，発掘調査報告書を以下のように定義している。

> 発掘調査報告書とは，埋蔵文化財の発掘作業から整理等作業にいたる，発掘調査全般の成果を的確にまとめたものである。発掘調査は，この報告書が適切に刊行されることによって完結する（２頁）。

また，記録保存調査においては「現状保存の措置をとることができなかった遺跡に代わ

り，後世に残す記録の中でもっとも中心となるものである」とされている。

埋蔵文化財は国民共有の貴重な歴史的財産である。そして，土地に埋蔵された遺構と遺物の存在及びその相互関係を正しく理解するためには，考古学的な手法に基づく発掘調査が必要となる。しかしその一方で，発掘調査は埋蔵文化財の解体や現状変更を必ず伴い，再び同じ場所で同じ調査を繰り返すことはできないという不可逆的な性質をもっている。

発掘作業及び整理等作業の過程で作成されるさまざまな図面や写真，日誌などの各種の記録類は，発掘調査の成果を具体的に示す，かけがえのない一次資料[3]であり，埋蔵文化財の解体や現状変更の代償というべき性質をもつとともに，人類の過去を明らかするための重要な情報ともなる。しかし，こうした一次資料は個々単独では調査対象となった遺跡の内容や価値を伝える情報とはならず，一次資料の相互検討に発掘作業及び整理等作業で得られた知見等を加え作成される発掘調査報告書によって，はじめて「国民共有の貴重な歴史的財産の記録」となる。そして，複数の遺跡の発掘調査報告書を横断的に検討することによって国や地域の歴史の復元がなされていくのである。

このように発掘調査報告書は，埋蔵文化財行政において極めて重要な役割を担っており，それは単に個々の遺跡の評価に留まらず，埋蔵文化財の活用さらには埋蔵文化財を活かした地域づくり・ひとづくりの出発点とも位置付けられるものである。よって，その確実な刊行と効果的な利活用が強く求められている。

なお，「整理・報告書編」では，発掘調査報告書を二次資料の中心となるものと位置付けている。しかし，発掘調査報告書は様々な一次資料を的確に整理し，発掘調査担当組織等の知見や評価・解釈を踏まえて作成されており，仮に失われた場合，その再現は極めて困難であることから一次資料と同等の性質を有するものといえる。「デジタル報告１」では，このことを改めて確認し，一次資料と同様，長期保存すべきものであることを強調した。

２．デジタルデータによる発掘調査報告書

既存のデジタルデータによる発掘調査報告書

現在，作成されているデジタルデータによる発掘調査報告書[4]には，主に以下のふたつがある。

①高精度ＰＤＦ等[5]による発掘調査報告書（以下「高精度ＰＤＦ」という。）

[3] 近年は写真のみならず発掘作業や整理等作業で作成される実測図も，デジタル機器により作成される場合があるが，これらのデジタルデータの取扱いや考え方については次の検討課題とする。

[4] 印刷物の発掘調査報告書に DVD 等を添付するものもある。発掘調査報告書に添付された光ディスクには，動画や音など印刷物では表現できない情報が記録されているものもあれば，発掘調査報告書の全編あるいは挿図や図版などが記録されているものまで多様な在り方を示しているが，ここでは，発掘調査報告書の全編をデジタルデータとしているもののみを取り上げることとする。

[5] こうしたデータには，PDF 以外にも例えば，InDesign document などのデータもあるが，汎用性が高く，将来的にも安定性が高いデータ形式として PDF が広く用いられている。

印刷物の作成過程で生成される，印刷物と同等以上の精度をもつデジタルデータ。

②低精度ＰＤＦによる発掘調査報告書（以下「低精度ＰＤＦ」という。）

①を圧縮あるいは印刷物をスキャンすること等によって生成されるデジタルデータ。

いずれの場合も，掲載されている情報は基本的に二次元情報であり，その体裁や構成も印刷物の発掘調査報告書と同様である場合が多数を占める。このように，現在のデジタルデータによる発掘調査報告書のほとんどは，印刷物の発掘調査報告書の存在を前提としたものであり，印刷物の発掘調査報告書のデジタル版というべきものが主流となっている。

印刷物を前提としないデジタルデータによる発掘調査報告書の可能性

三次元データや音声，動画等，印刷物では表現できない情報の公開にあたっては，デジタルデータでの公開が効果的である。また，デジタルデータは動画や音声なども含めた膨大な情報をコンパクトに収納でき，かつ検索も容易で，様々な見せ方が可能であるなど，極めて有効な情報発信の手段であるとともに，技術的にも実現可能な状態にある。現在，作成されている発掘調査報告書の中にも，動画や音声，三次元データなどを光ディスクに保存し，印刷物の発掘調査報告書に添付している事例もみられ，発掘調査の記録のひとつの形態として効果があげられている。

発掘調査報告書の将来的な形態として，これまで続けてきた形態である印刷物に代えて，多種多様の大量の情報を統合して見せることができるといったデジタルデータの特性を最大限活かした全く新しい形態とするという選択肢もあり得る。平成１６年度に公表された『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（報告)』（以下「調査標準」という。）では，「現在の報告書は印刷物が一般的であるが，デジタル技術は急速に進歩し普及しつつあり，それを導入した報告書のあり方についても，今後，検討する必要がある。」とされている。また，実際に現在，発掘作業の中でも三次元データが取得される場合が増加しており，印刷物では取得した情報を十分に反映できないという実情もある。

しかし，例えば三次元データはデジタルカメラによって撮影された画像データに代表される二次元の画像データとは異なり，ファイル形式（使用されるソフトウェア）が極めて多様であり，汎用性やシステム寿命の点で問題がある。また，こうした分野は新技術の開発も盛んであり，データの長期保存のためには頻繁かつ複雑なマイグレーション（データ更新）等が必要となるなど，冒頭で示した発掘調査報告書に求められる３要件を充足していない。

よって，デジタルデータのみによる調査結果の記録と情報発信は，将来への研究課題ではあるが，現時点ではデジタル技術は，活用事業や発掘作業・整理等作業の手法として利用するのが適当である。そのため，デジタルデータのみによる発掘調査報告書は不適切であり，今回の検討対象から除外する。また，発掘調査報告書の一部をデジタルデータとすることについては，観察表や計測表などの定型的なデータを大量に取り扱う場合や動画や音声，三次元データなど副次的な情報を光ディスクで印刷物の発掘調査報告書に添付する

のは適当と考えられるが，発掘調査で作成した図面・写真等の基礎的な情報や遺跡の評価に直結する図面等については，印刷物とする必要がある。

なお，発掘調査で取得されるデジタルデータの取扱いについては，本委員会で次に行う一次資料のデジタル化の検討の中で考え方を示すこととする。

検討対象と方法

これらのことから，本報告の検討の対象とする発掘調査報告書の形態は，以下の三つとする。

①印刷物

②高精度ＰＤＦ

③低精度ＰＤＦ

また，検討にあたっては「整理・報告書編」で示した発掘調査報告書に求められる３要件ごとに，①～③の三つの形態を比較することとする。

第２章　デジタルデータによる発掘調査報告書の位置付け

１．発掘調査報告書に求められる事項とそれぞれの媒体の特性

発掘調査報告書の３要件

印刷物，高精度ＰＤＦ，低精度ＰＤＦそれぞれの発掘調査報告書の位置付けを行うにあたって，まずは冒頭で確認した発掘調査報告書に求められる３要件を改めて確認し，要件ごとにそれぞれの形態の特性と，要件を満たしているか否かについて述べる。

①将来にわたって長期保存されること（以下「保存性」という。）。

②相応の精度を確保すること（同「精度」という。）。

③公開・活用のための形態が適切であること（同「利活用」という。）。

保存性について

「整理・報告書編」では，発掘調査報告書を印刷物とする最大の理由として保存性の高さを挙げている。印刷物は保存性に優れた紙を選択した場合[6]，使用や保管環境により劣化するものの，その進行は段階的であり，劣化速度も緩やかである。それに対しデジタルデータは，「デジタル報告１」で確認したとおり理論上は劣化しないもののシステムエラー等によるデータの消失のリスクがあり，データの規格変更への対応が必要になるなど，長期保存には相応のコストが発生する[7]。さらに，デジタルデータは改変が容易であるため，真正性の確保という点でも問題がある。これらの点からしても通常の環境でも長期保存が可能な印刷物が最も優位である。

さらに，「デジタル報告１」では，デジタルデータの長期保存のために必要な事項として，

①オリジナルデータを保存するサーバやハードディスク等のほかに，別のハードディスクや光ディスク等，複数のローカルストレージ[8]にバックアップデータを保存すること。

②保存・管理体制を構築すること。

を挙げた。しかし，「デジタル報告１」の検討に先だって行った地方公共団体へのアンケート調査によると，こうしたデジタル環境を整備している地方公共団体は現時点では少なく，デジタルデータを確実に保管できる状態にない地方公共団体が大多数を占めているという実態が明らかになっている。

6　「整理・報告書編」では本文や挿図には非塗工の上質紙を，図版には上質紙をベースにコート剤を塗工したコート紙やアート紙の使用を推奨している。

7　デジタルデータの長期保存のためには，①物的リスク，②人的リスク，③災害リスク，④情報セキュリティーリスクがあり，これらに対する初歩的な対応として，データの分散保管とバックアップを挙げたが，当然のことながら個々のデータ量が大きくなるほど，バックアップに用いるメディアの選択の幅が狭くなるなどリスクへの対応も複雑になる。

8　操作しているコンピュータに直接接続されたハードディスクなどの外部記憶装置。

こうした状況からして，長期保存が求められる発掘調査報告書をデジタルデータのみとすることは，現時点では慎重にならざるを得ず，デジタルデータの長期保存に必要な体制等の整備が十分でない現状では，長期保存を実現するためには印刷物が最もふさわしいということになる。

【参考】市町村におけるデジタル環境について（「デジタル報告１」より）

問　職場におけるパソコンについてお聞かせ下さい

ア：事務等の業務に用いるパソコンの他に出土品・記録類の整理等に用いる専用のパソコンをお持ちですか

①　持っている（年間を通じたリースも含む）　　②　持っていない

③　普段は持っていないが，必要に応じてリース等で対応

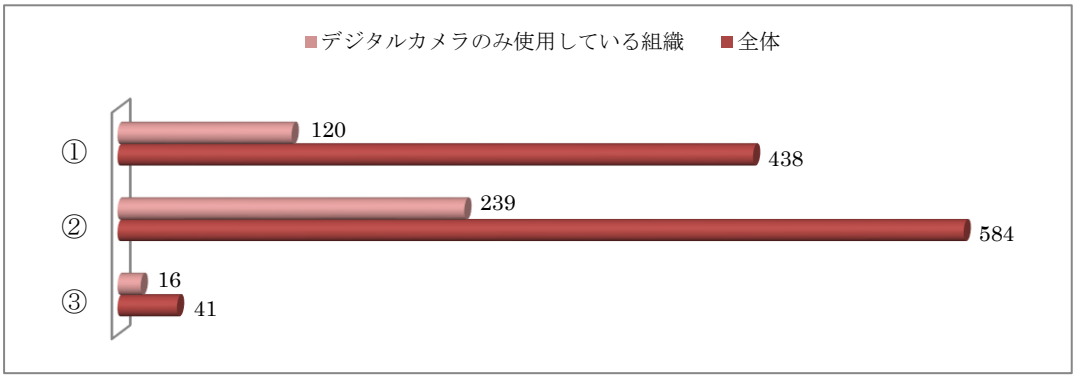

イ：ア①と回答いただいた市町村にお伺いします。パソコンのＯＳについてお教え下さい。（複数回答可）

①　windows７以降の機種	112	365
②　windows Vista以前の機種	35	138
③　マッキントッシュ（ｍａｃ）	8	35

ウ：ア②と回答いただいた市町村にお伺いします。整理等作業において不自由はありませんか。

①　専用ソフトのインストール等が比較的自由に行えるので特に不自由はない。	51	131
②　専用ソフトを使用しなければならない作業は外注しているので特に不自由はない。	30	64
③　業務を必要な作業が制限されており，不自由を感じている。	116	325
④　その他	53	138
（専用ソフトを使用する作業がなく，特に不自由はない）	17	40
（制限はあるが最低限必要なソフトはインストールしており可能な作業を行っている）	5	12
（パソコンやディスプレイのスペックが不足しており，作業に支障がある）	2	4

なお，「デジタル報告１」で示したように，今後はデジタルカメラで撮影した画像をはじめとして，長期保存する必要があるデジタルデータが蓄積されていくことが予想される。そのため，発掘調査組織は「デジタル報告１」で示した次の環境整備に努める必要がある。

①埋蔵文化財の記録として必要な情報を取得できる精度をもった機材の確保。
②大容量データを取扱うことができるパソコン等の機器と，必要なソフトウェア（画像加工ソフト等）の確保。
③デジタルデータを適切に取扱うことができる人員の配置と育成。
④デジタルデータを長期保存するためのシステムの構築。
⑤将来的なデータの増加やシステムメンテナンスを見越した予算措置。

精度について

『発掘調査のてびき』[9]で示されている記録類及び発掘調査報告書の精度とは，印刷物の発掘調査報告書上で，図面や写真を細部に至るまで十分に観察するために必要な精度を示したものである。また，デジタル製版が一般的となった現在においては，精度を解像度で示すことが一般的であり，「整理・報告書編」では，挿図をデジタル入稿する場合の画像解像度は，モノクロ二階調の場合は１，２００ｄｐｉ，グレースケールの場合は６００ｄｐｉ，写真図版の場合は印刷線数の倍，一般的な１７５線印刷[10]の場合は実寸で３５０ｄｐｉという目安を示している。すなわち，「整理・報告書編」で示した印刷物の発掘調査報告書の精度とは，その版下とも言える高精度ＰＤＦの精度と基本的には同等であるということになる。

ただし，印刷物の発掘調査報告書の精度は，解像度だけで決定されるわけではなく，印刷方法や出力する紙の品質にも大きく左右されるので，「整理・報告書編」（１５４頁）で示した仕様書例などを参考に，適切な用紙を選択した上で，デジタルデータの精度を十分に再現できる方法で印刷する必要がある。

一方，低精度ＰＤＦはデータのもつ情報の一部を切り捨てることによりデータ容量の軽量化を行っているので，その精度は当然のことながら印刷物や高精度ＰＤＦよりも低いこととなり，圧縮率を上げるほど精度も低下することとなる。

よって，精度については高精度ＰＤＦと印刷物の発掘調査報告書が優れているといえる。

利活用について

発掘調査報告書は，国民共有の財産である埋蔵文化財の記録保存の成果である。そのため，広く国民や埋蔵文化財行政関係者，考古学・歴史学の研究者が共有・利活用できるよう努める必要がある。そうした発掘調査報告書の利活用については，形態（媒体）として

9　記録類の精度については「集落遺跡発掘編」と「整理・報告書編」の双方に記載している。

10　通常，印刷物を作成する場合に必要な画像の精度は，印刷線数の倍とされており，一般的な 175 線印刷の場合に必要な画像解像度は 350dpi となる。一方，モニタでの閲覧のみを想定するならば，パソコンのモニタプレビューにおける標準解像度である 72 dpi でも十分，綺麗に再現されるので，モニタによる実寸の閲覧を前提とした低精度 PDF であれば，印刷物に必要な解像度の約 1/5 の解像度であっても足りるということになる。仮に A4 版のカラー図版のデータサイズに換算すると，印刷物に求められる精度を確保する場合のデータサイズは 34MB であるのに対し，モニタのみの閲覧の場合は 1.5 MB となる。

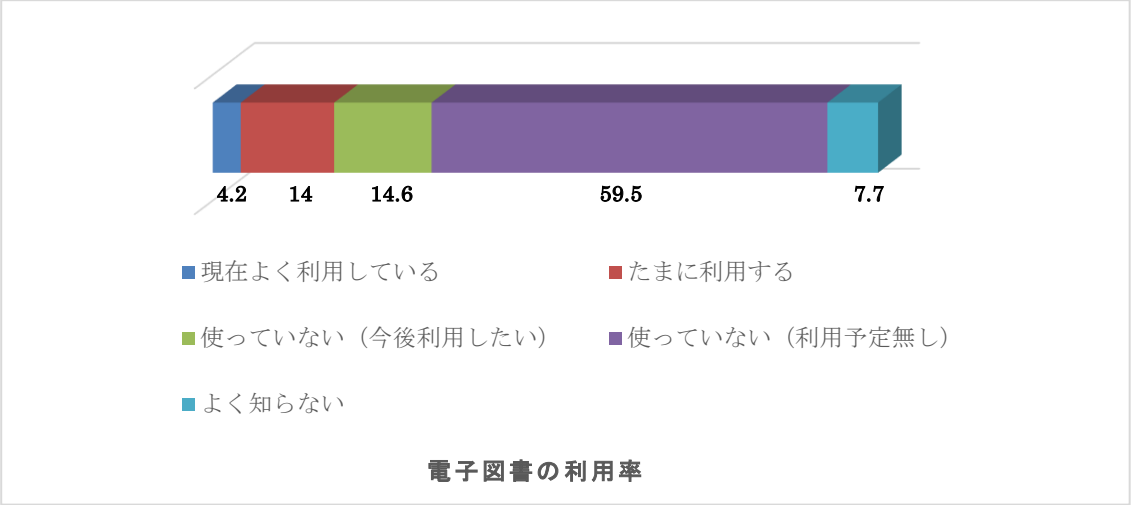

電子図書の利用率

の利用のしやすさという点と，情報公開の容易さ，効率の高さという点のふたつの視点で検討する必要がある。

まず形態としての利用のしやすさという点からすると，パソコン等の機器を必要とせずに簡単に閲覧ができる印刷物が最も優位である。先述したように，地方公共団体におけるデジタル環境の整備状況は十分ではない上，導入しているパソコンの性能や通信環境が違うため，閲覧可能なデータの容量や読み取り速度等のバラツキが大きい。また，デジタルデータの取扱いについては情報セキュリティーの問題もあるため，他の組織とのデータ共有も困難な状況にある。さらに，総務省の調査結果[11]によると，電子図書の利用率は現時点では低く，国民の約６割は今後も利用予定がないと回答している。そうした実態からしても，現状では印刷物が優れているといえる。

しかし，情報公開という観点では，印刷物はいくつかの問題を抱えている。印刷物の発掘調査報告書の刊行部数は，原因者負担による発掘調査の場合は３００冊を上限としており，埋蔵文化財行政関係者や考古学・歴史学の研究者が確実に共有できる状態にはなく，ましてや広く国民が共有できる状態にはなっていない。また，毎年，全国各地の発掘調査組織から千数百冊単位で公刊される発掘調査報告書を印刷物のみで把握することは，実質的に不可能であり，利用の前提となる公刊状況や配架施設を把握することもできない。こうした問題を解決するためには，デジタルデータによる発掘調査報告書をインターネットをつうじて公開することが効果的である。その場合に問題となるのは，個々の発掘調査報告書のデータサイズである。

例えば「整理・報告書編」で示したＡ４版１頁大のカラー図版を１７５線で印刷するために必要となる画素数は，次のとおりとなる。

$$\frac{２１０\times１７５\times２}{２５．４}\times\frac{２９７\times１７５\times２}{２５．４}＝１１，８４２，５２７\fallingdotseq\ １，２００万画素$$

それを画像サイズに換算すると，

11　総務省「平成 26 年度版　情報通信白書」

１１，８４２，５２７×２４ビット＝２８４，２２０，６４８ビット÷８[12]
＝３５，５２７，５８１バイト[13]≒３４MB

高精度ＰＤＦは印刷物に必要な精度をもつデータと定義しているので，カラー図版１頁分のデータ量は計算上３４MBとなり，ＤＶＤディスク一枚（約４．７ＧＢ）に最大１４０頁分しか記憶できないことになる。また，このような精度のデータを大量にインターネット上で公開しようとすれば，サーバへの負荷が大きくなり，処理に時間を要するだけでなく，アクセスが集中した場合はタイムアウト[14]や無応答状態になることもある。

現在サービス提供されているインターネット回線の理論上の最大速度(データの伝送速度)は，ＡＤＳＬ回線[15]の場合は５０MＢｐｓ[16]，モバイル回線[17]では２６０MＢｐｓ程度，近年一般家庭にも広く普及している光ファイバー回線[18]では１ＧＢｐｓとなっている[19]。しかし，実際には回線やパソコン，ルータ・モデム・無線ＬＡＮなどのパソコン周辺機器，利用する地域や環境・時間帯，プロバイダ[20]の違いなどによって通信速度が大きく異なり，実効速度[21]は理論上の最大速度を大きく下回る場合が一般的[22]で，通信環境に恵まれた利用者でなければ，高精度ＰＤＦを利用できないのが現状である。

このことから，デジタルデータであっても高精度ＰＤＦは，インターネット上での公開には適さないということになる[23]。そのため，インターネット上での公開を前提にデータ容量を調整した低精度ＰＤＦ[24]が，情報発信という点において最も優位となる。

[12] １バイトは８ビット
[13] 1KB は 1024b，１MB は 1024KB，1GB は 1024MB となる。
[14] 通信が一定時間内に開始または完了できず，自動的に中止されること。
[15] 電話回線（アナログ）を使ってインターネットに接続する高速・大容量通信のこと。
[16] bps は bits per second の略で１秒間に送ることができるデータ量のこと。
[17] 無線インターネット接続サービスのこと。
[18] 光ファイバーケーブルを使用してレーザー光で通信する回線のこと。
[19] ダウンロード速度（理論上の最大速度）が 30MBps 以上のものは超高速ブロードバンドと呼ばれ，その利用可能世帯率は平成 26 年度末時点で 99.9%に及んでいる（総務省「平成 27 年度版　情報通信白書」http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/html/nc372210.html より）。
[20] インターネットへの接続サービスを提供する企業。
[21] 一般的な利用環境で計測される通信速度。
[22] 携帯電話回線については総務省が定めた「実効速度に関するガイドライン」に則って大手携帯電話会社各社が実効速度に関する調査を行っており，結果の一部は各社が web 上で公開している。
総務省「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン（案）」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000358884.pdf
[23] 現在，携帯電話などの移動通信システムの高速化・移動通信システム用周波数の確保にむけて，総務省を中心とした検討が進められており，それによって大容量データのスムーズな配信が将来的には可能となると考えられる。事実，平成 29 年度現在の移動通信速度は，昭和 55 年頃の約１万倍にも達している。そうした点においてデジタル技術の活用については，新技術の開発や社会の趨勢に注意を払いながら，新技術を埋蔵文化財行政にいかに効果的に取り入れていくかという視点も重要となる。そのため，今回，進めているデジタル技術の導入に関する検討についても，技術の進展等に対応できるよう適宜，見直す必要がある。
総務省総合通信基盤局電波政策課「2020 年代に向けたワイヤレスブロードバンド戦略」
http://kiai.gr.jp/jigyou/h27/PDF/0626p1.pdf
[24] 低精度 PDF であってもモニタプレビューにおける標準解像度である 72 dpi の精度を保たなければ閲覧に支障をきたすことになる。ただし，現状の通信環境からすると１ファイルあたりのデータ量は 100 MB 程度に留めておくのが妥当である。ちなみに，一般的な電子図書のデータサイズは画像やイラストを含む図書の場合 30～50MB となっている。

印刷物とデジタルデータの比較

		印刷物	デジタル（ＰＤＦ）	
			高精度	低精度
保存性 **（安定性・必要性）**	評価	○	△	△
	メリット	・適切な保管環境にあれば，劣化の速度は緩やか ・保存方法が確立されている	・適切な環境下では、理論上劣化しない	・適切な環境下では理論上劣化しない ・データが軽量であり，分散保管が容易である
	デメリット		・恒常的なデータのマイグレーションが必要となる ・データ容量が重く，分散保管に不向きである ・データの長期的な保管態勢の確保に人的・予算的コストがかかる	・恒常的なデータのマイグレーションが必要となる
精度	評価	○	○	×
	メリット	・精度を確保するノウハウが確立している ・環境に左右されずに十分な精度として視認できる	・取得情報が適切であれば，理論上印刷物を上回る精度も期待できる	
	デメリット		・使用者の環境に大きく左右される	・十分な精度が確保できない
利活用	評価	○	×	○
	メリット	・視認性が高く，環境に左右されずに内容を確認できる ・配架図書館で自由に閲覧できる	・全文検索等が可能である ・文字認識機能により，全文読み上げ等の機能が活用できる	・インターネット上での利用が容易である ・全文検索が可能である ・文字認識機能により，全文読み上げ等の機能が活用できる
	デメリット	・広く活用するには刊行，配架部数による物理的制限があるとともに，公刊状況等の情報把握が困難	・データ容量が重く，使用環境が極度に制限される ・インターネット上での活用が難しく，活用場所が限定される	・著作権処理が行われていないものは公開できない
真正性の確保	評価	○	×	×
	メリット	・改変が困難であり，特段の措置をとらなくともオリジナルの状況を保つことができる		
	デメリット		・改変が容易であり，改変の形跡が残りにくい ・オリジナルの状況を示すためには何らかの措置が必要	・改変が容易であり，改変の形跡が残りにくい ・オリジナルの状況を示すためには何らかの措置が必要

２．適切な発掘調査報告書の形態

印刷物の発掘調査報告書とすること

発掘調査報告書に求められる３要件，すなわち保存性・精度・利活用と情報の真正性の確保という点について，印刷物と高精度ＰＤＦ，低精度ＰＤＦの三つの形態を比較したものが前頁の表である。

ここで示したとおり，印刷物は，

①長期保存と閲覧が可能であること。

②刊行後の改変が困難であるため，情報の真正性が確保できること。

③「整理・報告書編」で示した精度を確保でき，パソコンの設置等，閲覧のための環境の整備を行わなくとも高精細な記録を閲覧できること。

という点において，デジタルデータより優位である。

これらのことから，現在においても発掘調査報告書の形態はこれまでどおり印刷物が適切であるといえる。

高精度ＰＤＦの役割と位置付け

高精度ＰＤＦは現在の印刷技術では印刷物の発掘調査報告書の，いわば「版下」に相当するデータであり，印刷物の発掘調査報告書そのものや掲載した図面や写真のバックアップとして，著作権等に留意しつつ，当該発掘調査報告書を作成した組織が保管する必要がある。また，民間発掘調査組織等の地方公共団体以外の組織が作成した行政目的の発掘調査報告書については，当該遺跡の所在する地方公共団体においても保管する必要がある。

しかし，　高精度ＰＤＦはデジタルデータ全般に指摘されている長期保存という点に問題があり，そのデータ容量の大きさから利活用にも不向きである。よって，印刷物の代わりとして，作成・配布するものとはならず，高精度ＰＤＦのみの発掘調査報告書は不適切である。

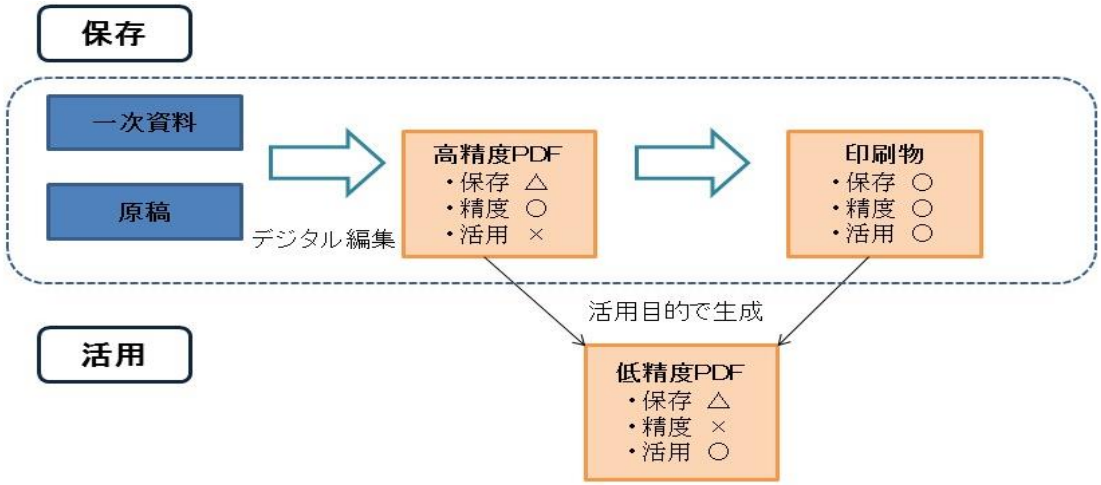

発掘調査報告書の作成過程とデジタルデータの生成

なお，高精度ＰＤＦもデジタルデータであるため，改変が比較的容易であるという特性がある。そのため，データの真正性を確保するためには印刷物と一体で保存する必要がある。

低精度ＰＤＦの役割と位置付け

低精度ＰＤＦは，長期保存の問題と精度が劣るという問題があるので，低精度ＰＤＦのみの発掘調査報告書は不適切である。しかし，低精度ＰＤＦを使えばインターネットをつうじて広く情報を発信できるという特性があり，それを活かすことにより，印刷物の存在やその配架施設の検索等，印刷物の利活用に寄与することができる。

「調査標準」では，「発掘調査報告書の刊行状況等を把握する手段として，報告書データベースの整備と公開が必要であり，このために，奈良文化財研究所が公開しているデータベースの充実を図る必要がある。」とされているが，この提言後に一般家庭に広くインターネット等が普及した現状を考えると，発掘調査報告書の内容も含めたより詳細な情報をインターネット上で公開することは，その幅広い利活用を推進する上で有効と考えられる。

よって，低精度ＰＤＦは印刷物の発掘調査報告書の利活用を促すためのもの，すなわち「印刷物の発掘調査報告書の活用のための媒体」と位置付けることが適切であり，本来的な発掘調査報告書とは性質が異なるものと位置付けられる。

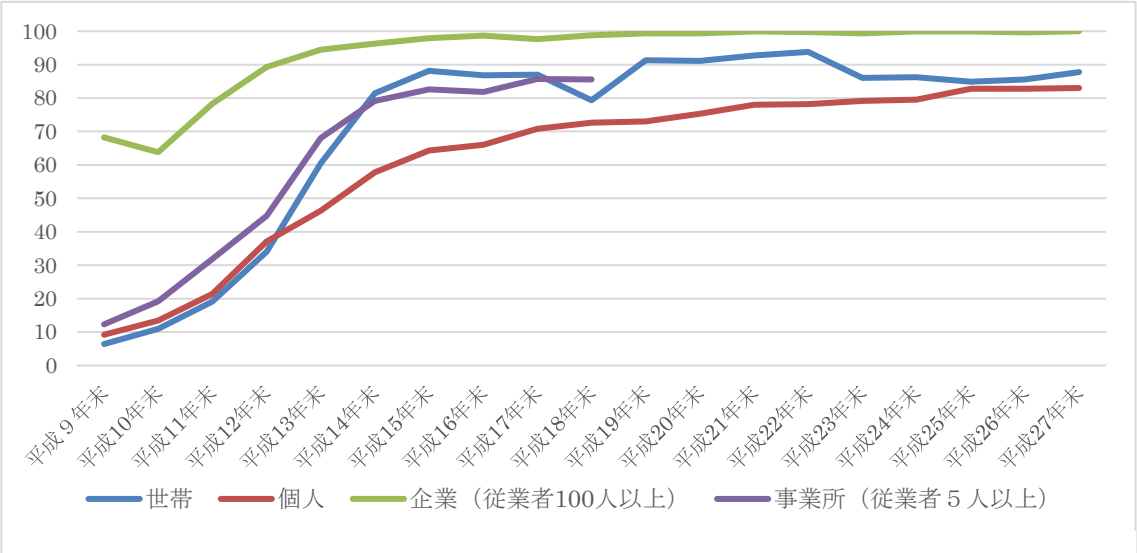

インターネット普及率の推移

総務省「通信動向利用調査」

http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html

第３章　発掘調査報告書の保管と利活用

第１節　発掘調査報告書の配布・保管・管理

１．印刷物の発掘調査報告書の配布

印刷物の発掘調査報告書の優位性

第２章で示したように印刷物の発掘調査報告書は，

①長期保存と閲覧が可能であること。

②刊行後の改変が困難であるため，情報の真正性が確保できること。

③「整理・報告書編」で示した精度を確保でき，パソコンの設置等，閲覧のための環境の整備を行わなくとも高精細な記録を閲覧できること。

という点で，「整理・報告書編」で示した発掘調査報告書に求められる要件のすべてを高い次元で満たしている。よって，現状では印刷物の発掘調査報告書が最もふさわしい発掘調査報告書の形態であることを，ここで改めて確認しておく。

印刷物の発掘調査報告書の作成部数

印刷物の発掘調査報告書の作成部数は，原因者負担による発掘調査においては３００部を上限とし，重要遺跡の範囲確認等，埋蔵文化財緊急調査費国庫補助事業で行われる発掘調査では，対象となる遺跡の重要性に鑑み５００部を上限としている。

原因者負担による発掘調査による発掘調査報告書の印刷部数を３００部を上限とするという考え方は，「道路整備事業における埋蔵文化財発掘調査費用の原因者負担範囲の明確化に関する国土交通省との協議結果について（周知）」（平成２５年３月２９日付け文化庁文化財部記念物課長名事務連絡　３９頁　資料４）によって明文化され，道路整備事業以外の事業についても同様に取り扱われている。

一方，本報告の冒頭でも述べたように，デジタル化された発掘調査報告書の閲覧実績から窺われる発掘調査報告書の効果的な活用に対する潜在的な需要に対し，現在の印刷部数では十分，応えられているとは言えない。こうした需要と印刷物の作成部数との関係を明らかにするためには，まず低精度ＰＤＦの公開等をつうじて配架施設の周知を徹底した上で，各施設における印刷物の利用状況を調査する必要がある。

印刷物の発掘調査報告書の配布の原則

低精度ＰＤＦは「印刷物の発掘調査報告書の活用のための媒体」であり，印刷物とは用

途・性質が異なる。そのため，低精度ＰＤＦによる公開が行われたからといって，これまで文化庁が示してきた印刷部数や配布に対する考え方に変更はない。なお，低精度ＰＤＦの普及により印刷物の発掘調査報告書の存在と配架施設が周知されることに伴う閲覧希望の増加への対応が必要となると考えられる。「調査標準」では，発掘調査報告書の保管・配布の在り方について次のように示している。

> 報告書は，調査対象遺跡の所在する都道府県及び市町村において保管し活用に供する必要がある。したがって，地方公共団体は，自ら刊行した報告書のほかに管内で行われた発掘調査に係る報告書を将来にわたって確実に保管するとともに，自らの刊行した報告書については，関係の地方公共団体・文化財関係調査機関・図書館・博物館・大学等へ配布し，発掘調査の成果を国民が広く共有し，活用できるような措置を講ずる必要がある。当該報告書に係る遺跡の所在地においては，地域の図書館，博物館，公民館等に重点的に配布し，地域住民が利用しやすいよう配慮することが望ましい。このことは地方公共団体以外の調査組織が行った発掘調査の報告書についても同様であるから，関係地方公共団体は，報告書の入手・保管・配布等の指導その他の措置を執る必要がある。

こうしたことから，国民共有の貴重な歴史的財産の記録であり，行政的な資料でもある発掘調査報告書の配布については，今後とも「調査標準」で示した上記の指針に則って行うとともに，配布を受けた組織は，少なくとも目録を作成するなどして，所蔵する発掘調査報告書の管理に努めることが望まれる。

また，この指針にあるように，発掘調査報告書は広く公開されて国民が共有し，利活用できるような施設へ配布することを原則としているので，配布する側と配布を受ける側とが，発掘調査報告書は失われた埋蔵文化財の代わりとなる主たるものという意義を十分認識した上で相互理解をもって，その保存と活用に努める必要がある。

様々な利用方法に備えた適切な収集・保管

発掘調査報告書の利用者は，特定の発掘調査報告書のみの閲覧に留まらず，地域単位や同種の遺跡の発掘調査報告書を横断的に閲覧する場合も多い。こうした利用形態に鑑み，発掘調査報告書の収集・保管については，次の考え方で行うことが望まれる。

①都道府県や公立埋蔵文化財センター及び都道府県が設立に関与した公益法人等の調査組織は，自らが刊行した発掘調査報告書のほかに，管内で行われた発掘調査の報告書はもとより，全国単位で発掘調査報告書を収集・保管するよう努めること。

②市町村においては最低限，自らが刊行した発掘調査報告書だけでなく，管内で行われた発掘調査の報告書は完備しておく必要があり，さらに管内に所在する遺跡を評価する上で必要な全国の発掘調査報告書も積極的に収集するなど，可能な限り発掘調査報告書を収集・保管するよう努めること。

こうした配布，収集・保管による活用を実現するためには地方公共団体や調査組織どう

し，さらには図書館やその他機関等図書を配架・閲覧できる組織との連絡・調整が不可欠である。

２．印刷物の発掘調査報告書の管理

書誌情報の管理の必要性

発掘調査報告書の多くは書誌コントロール[25]がなされていないため，入手が困難なだけでなく，刊行や所在の確認自体も困難な状況にある。これは，単に発掘調査報告書の管理や利活用の問題に留まらず，こうした図書が存在することが公にされていないことにもつながる。事実，これまで国内で公刊された発掘調査報告書の実数は把握されておらず，このことは国民共有の貴重な歴史的財産である埋蔵文化財の記録の存在が共有されていないということにもなる。

こうした書誌情報の管理は一般には，ＩＳＢＮ（国際標準図書番号）によって行われている。ＩＳＢＮコードは，図書館において書誌情報を正確に管理して利用者に提供するために用いられており，図書館の中には図書の受け入れにあたってＩＳＢＮコードを要求しているところもある。しかしＩＳＢＮコードを取得するためには，登録料が発生するため，それが地方公共団体による取得の妨げになっている。

国立国会図書館と奈良文化財研究所への配布

日本国内で出版された出版物は，法定納本制度により国立国会図書館への納本が義務付けられており[26]，国立国会図書館に納本された発掘調査報告書には全国書誌番号（ＪＰ番号）が無償で付与される。それによって国立国会図書館において書誌情報が管理され，オンライン総合目録の管理下に置かれるようになり，国会図書館及び全国の公共図書館における印刷物の発掘調査報告書の所在情報が確認できるようになる。

また，奈良文化財研究所に配布された発掘調査報告書は，国立情報学研究所（ＮＩＩ）が運用している大学図書館等の総合目録データベースＮＡＣＳＩＳ－ＣＡＴでの書誌レコードＩＤであるＮＣＩＤが付与される。このように国立国会図書館と奈良文化財研究所へ

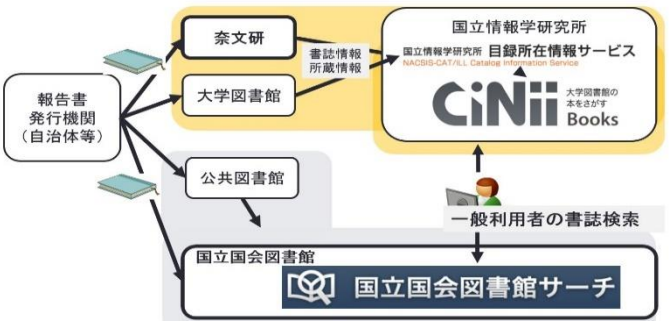

報告書書誌情報の流通

25　資料を識別同定し，記録して，利用可能な状態を作り出すための手法の総称。図書館で行われる目録作成作業や分類作業などがある。

26　「国立国会図書館法」第二十四条の二による。

発掘調査報告書を送付することは，確実な保管が担保されるだけでなく，ＩＳＢＮコードを取得しなくとも書誌情報の管理が可能となる。このことによって，国立国会図書館と全国の公共図書館のオンライン総合目録及び，全国の大学図書館等のオンライン総合目録によって，自館が所蔵していない資料を相互に提供する「図書館間相互貸借」が可能となることから，両機関へは確実に配布する必要がある。

３．高精度ＰＤＦの保管・管理

高精度ＰＤＦと印刷物の発掘調査報告書との関係

高精度ＰＤＦは，先述したように現在の印刷技術では，印刷物の作成の過程で生成される。いわば，印刷物の「版下」ともいえる性質のものであり，当然のことながらその精度は，印刷物と同等もしくはそれ以上である。

ただし，第２章で示したように高精度ＰＤＦは，データ容量が重いため，閲覧にあたっては一定の性能を有するパソコンとモニタが必要となり，インターネット上での公開にも不向きである。そのため，高精度ＰＤＦのみで発掘調査報告書を作成し配布することは，不適切であり，必ず印刷物を作成する必要がある。

高精度ＰＤＦの保存

高精度ＰＤＦは，印刷物のバックアップとして当該発掘調査報告書を作成した組織及び民間発掘調査組織等の地方公共団体以外の組織が作成した行政目的の発掘調査報告書については，当該遺跡の所在する地方公共団体において，印刷物とともに保存する必要がある。

保存にあたっては「デジタル報告１」で示した適切なデジタル環境において長期保存する必要がある。しかし，写真等のデジタルデータとは異なり，数量が少なく増加率もさほど高くないこと，また発掘調査報告書一冊ごとにデータ管理を行ってもデータ検索にさほど支障をきたす性質のものではないことから，バックアップを含めＤＶＤ等の光ディスクに保存し，定期的にデータの点検を行うことでも対応できると考えられる。

第２節　発掘調査報告書の利活用

１．発掘調査報告書の利活用にあたっての課題

発掘調査報告書の利活用の前提

冒頭で述べたように，低精度ＰＤＦの公開により発掘調査報告書の潜在的な需要の高さが数値で把握され明確になった。

この結果を受けて，本報告では低精度ＰＤＦを利用した発掘調査報告書情報の積極的な公開が，その利活用を推進する上で効果的であることを示した。しかし，デジタルデータによる発掘調査報告書を含む発掘調査報告書の利活用にあたっては，次の点に留意する必要がある。

①著作権に係ること。

②低精度ＰＤＦの公開に係ること。

発掘調査報告書と著作権

発掘調査報告書を刊行する組織の専門職員が，職務として発掘調査報告書を作成した場合は，契約等に別段の定めがない限り，その職員は著作権を有しない。しかし，外部研究者等の執筆に係る部分は，原則としてその者が著作権を有することになる。写真等の画像についても，外部の者による撮影であって撮影者の創意工夫が入っており，著作権法第２条で規定されている著作物にあたる場合は，撮影者が著作権を有することになる。通常の場合，印刷物の発掘調査報告書への原稿掲載を前提に外部研究者等に執筆等の依頼を行うが，その許諾を得たものであっても，デジタル化をする場合は，別にデジタル化に係る複製権（著作権法第２１条）と公衆送信権（著作権法第２３条第１項）に関する許諾を得る必要がある。

複製権とは，作品の複写，録画・録音，印刷や写真にしたり，模写（書き写し）したりすること，スキャナ等による読み取りなどのことを指し，著作権法第３０条～第４７条で定める場合を除き，著作権者がその権利を占有することとされている。また，公衆送信権とは，インターネット等により，著作物を公衆向けに送信することに関する権利であり，公衆向けであれば，無線・有線を問わずあらゆる送信形態が対象とされている。

これらの権利は財産権に相当し，譲渡や相続の対象となるため，過去の発掘調査報告書をデジタル化する場合には，仮に執筆者が死亡していたとしても，その相続権者の許諾が必要になる場合がある。また，原稿依頼時に謝金を支払っていたとしても，当事者間において著作権譲渡が明確化されていない場合は，一般的には著作権が譲渡されたとはみなされないので注意を要する。

著作権等への対応

発掘調査報告書の執筆や掲載する写真の撮影等の一部を外部委託する場合は，著作権に留意する必要がある。通常の場合，原稿等を外部に依頼する場合には，印刷物の発掘調査報告書への掲載を前提とするため，重版する場合を除くとさほど著作権の問題は生じないが，先述したように，デジタル化を行う場合はそれに係る複製権と公衆送信権への対応が必要になる。

こうした問題は，デジタル化の予定の有無に関わらず，原稿等を依頼する場合にあらかじめデジタル化に対する許諾（３４頁　参考様式）を得ておくことによって解消される。

また，著作権以外にも個人情報の取扱いについても十分な配慮が必要となる。これは，発掘調査報告書を作成する場合に限らず，過去の発掘調査報告書をデジタル化し，公開する場合にも，個人情報が含まれていないか確認し，該当箇所を非公開とするなどの措置も必要となる。

なお，過去に公刊した発掘調査報告書をデジタル化する場合は，現実的に短期間で全ての発掘調査報告書の権利関係を整理することは困難であるため，作業計画を定め，権利関係に問題のない発掘調査報告書から進めることが重要となる（３５頁　資料１）。

低精度ＰＤＦの公開に係る問題

低精度ＰＤＦは保存性や精度の点で要件を満たしていないため，印刷物の発掘調査報告書の代わりになるものではなく，あくまでも「印刷物の発掘調査報告書の活用のための媒体」である。また，すでに膨大な蓄積があり，今後とも増加し続ける発掘調査報告書情報への入口にもなるものである。しかし，低精度ＰＤＦを作成し単にインターネット上で公開するだけでは，次に述べるように，こうした役割を十分に果たすことはできない。

先述したように，印刷物の発掘調査報告書の多くは書誌コントロールがなされていないため，入手が困難なだけでなく，刊行や所在の確認自体も困難な状況にある。このような図書は灰色文献と呼ばれており，インターネット上での公開は，こうした灰色文献の解消を図る目的もある。しかし，デジタルデータによる情報公開により，インターネットでは検索することが困難な文献や，インターネット上でしか存在せず長期的なアクセス保証に不安のある情報が多数生み出されるようになり，これらが新たな「灰色文献」になる危険性も指摘されている。つまり，インターネット上での公開も，書誌情報のコントロールと長期的なアクセスの保証が不可欠となる。

低精度ＰＤＦの公開にあたって留意する必要がある点は，次のとおりである。

①低精度ＰＤＦ公開の周知：組織のホームページに低精度ＰＤＦが公開されていることを周知するための工夫が必要となる。

②リンク切れ：組織のホームページでは，サーバの老朽化に伴い，機器更改した際，低精度ＰＤＦを公開しているＵＲＬが変更され，アクセスできなくなり，公開の安定性に欠ける場合があるので，固定ＵＲＬを用いるなどの工夫が必要になる。

③各組織のサーバ領域の圧迫：低精度ＰＤＦを多数公開する場合に備えて，サーバのデータ領域を十分に確保する必要がある。

２．発掘調査報告書の積極的利活用への対応

低精度ＰＤＦの効果的公開

低精度ＰＤＦの公開には，先述した問題がある。これらの問題のうち最も重要なことは，一度公開した情報を将来的にも管理し続けることである。また，公開の効果を高めるためには，公開している組織どうしがリンクを張るなどして，情報を共有し相互検索を可能とするなどの工夫も必要である。こうした低精度ＰＤＦの公開に係る問題を解消したシステムが，「全国遺跡報告総覧」である。

「全国遺跡報告総覧」の活用

「全国遺跡報告総覧」は，発掘調査報告書を全文電子化して，Ｗｅｂ上で検索・閲覧できるようにした「発掘調査報告書のインデックス」である。国立情報学研究所の最先端学術情報基盤（ＣＳＩ）整備事業の委託を受けて，平成２０年度～２４年度の５年間にわたって，全国の２１の国立大学[27]が連携して取り組んだ「全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクト」で構築された遺跡資料リポジトリ・システムとコンテンツを奈良文化財研究所が引き継ぎ運用しているものである。

登録できるＰＤＦのデータサイズを，１ファイルあたり１００ＭＢを上限とすることにより，サーバの負荷を軽減しているため操作性に優れており，一般的なインターネット環境があれば誰でもどこからでも情報を取得できる。また，ＯＣＲ[28]処理を行うことにより全文検索を可能としているため，毎年，増加し続ける膨大な発掘調査データの中から，必要な情報をキーワード検索することもできる（詳細については，２５頁の参考を参照）。さらに，印刷物の発掘調査報告書を保管する図書館等の施設を調べることも可能であり，より高精度の情報を求める場合にも対応している。

つまり「全国遺跡報告総覧」は，国民が広く発掘調査報告書に触れる機会を提供するだけでなく，印刷物の発掘調査報告書の存在と内容の周知につながるものである。また，こうした効果はすでに現れており，平成２８年度のアクセス数は８４万件にも及ぶなど，発掘調査報告書の需要を高めている。

なお，このシステムにより国民が広く発掘調査報告書に触れる機会が得られることは，

[27] 東北大学・山形大学・秋田大学・筑波大学・富山大学・信州大学・滋賀大学・大阪大学・神戸大学・奈良女子大学・鳥取大学・島根大学・岡山大学・広島大学・山口大学・徳島大学・香川大学・愛媛大学・高知大学・九州大学・宮崎大学の各附属図書館

[28] Optical Character Recognition/Reader。イメージスキャナなどで取り込んだ画像等を解析して，その中に含まれる文字に相当するパターンを検出し，書かれている内容を文字データとして取り出す技術。

①国民の埋蔵文化財保護に対する意識の向上。
②歴史や考古学に関心をもつ人材の育成。
③調査・研究の進展。
につながると期待され，埋蔵文化財を活かした地域づくり，ひとづくりにも寄与するところが大きいと考えられる。

全国遺跡報告総覧プロジェクトへの参加の推奨

「全国遺跡報告総覧」は，発掘調査報告書のインターネットによる公開に係る問題を解消し，効果的な情報発信を可能とした優れたシステムであり，発掘調査報告書の需要への対応や利活用の促進という観点のみならず，今後の埋蔵文化財行政の推進にあたっても重要である。また，このシステムは発掘調査を実施する組織が，数多く参加することにより内容の一層の充実が図られるものであるので，すでに低精度ＰＤＦを公開している組織も含め，より多くの調査組織の参加を推奨するものである。

なお，システムへの参加に必要となるのは参考（２５頁）で示すとおり，基本的には著作権等の処理を行った低精度ＰＤＦの作成のみである。

第３節　まとめ

本報告の最後に，ここまで示してきた内容をまとめることとする。

発掘調査報告書の形態について

発掘調査報告書は，埋蔵文化財という国民共有の貴重な歴史的財産の記録である。そのため，その確実な刊行はもちろんのこと，適切な精度で作成され，確実に保管し国民の利活用に備える必要がある。こうした発掘調査報告書に求められる諸要件を充足する具体的な措置として次の点を示した。

①発掘調査報告書はこれまでどおり印刷物とすること。

②印刷物の発掘調査報告書と同等以上の精度をもつ高精度ＰＤＦを，そのバックアップとして，当該発掘調査報告書を作成した組織が印刷物とともに保存する必要があること。また，地方公共団体以外の組織が作成した行政目的の発掘調査報告書については，当該遺跡の所在する地方公共団体においても印刷物とともに長期保管すること。

③低精度ＰＤＦは，印刷物の発掘調査報告書の存在と内容を広く周知し活用を促進するために有効なものであるので，その目的で作成し適切に公開することが望ましい。ただし，低精度ＰＤＦは，資料の体裁としては発掘調査報告書と同じ形態であっても精度・保存性等が発掘調査報告書に求められる要件を満たさないため，発掘調査報告書として使うことは適切でないので注意すること。

発掘調査報告書の配布と保管について

低精度ＰＤＦによる情報発信を行うことにより，印刷物の発掘調査報告書の需要が高まることが予想される。こうした状況に対応するための措置として次の点を示した。

①「調査標準」で示した発掘調査報告書の配布の考え方に基づき適切な機関に配布すること。

②多様な利用形態に対応できるよう保管・利用環境の充実に努めるとともに，自らが所蔵する発掘調査報告書の目録を作成するなどして，適切に管理し利用に備えること。

③長期保存及び書誌コントロールのために，国立国会図書館及び奈良文化財研究所には確実に配布すること。

発掘調査報告書の利活用について

国民共有の財産である埋蔵文化財の記録の中心となる発掘調査報告書は，国民がその存在を知ることはもちろんのこと，積極的な利活用を推進する必要がある。そのためには，低精度ＰＤＦによる公開が効果的であり，その作成と効果的な公開にあたっての具体的な措置として次の点を示した。

①外部に発掘調査報告書の原稿等を依頼する場合には，デジタル化による公開に備えて，デジタル化に係る許諾をあらかじめ得ておく必要があること。
②過去の発掘調査報告書のデジタル化にあたっては，著作権等の問題がないものから優先的に行うなど，計画的な対応が必要となること。
③低精度ＰＤＦによる公開を行う場合には，データを公開していることの周知や一度発信した情報を将来的にも管理し続けることと，他の公開組織との情報共有が重要になること。
④奈良文化財研究所が運営する「全国遺跡報告総覧」は，低精度ＰＤＦによる公開に係る問題を克服したシステムであるので，積極的に参加すること。

おわりに

発掘調査の記録として後世に残す記録の中心となる発掘調査報告書は，相応の精度により作成されることと，確実に保管されることとともに，多くの国民の利用に供されるよう閲覧環境が整備されていることが求められている。本報告では，発掘調査報告書に求められる要件ごとに，印刷物の発掘調査報告書，デジタルデータによる発掘調査報告書の特性を分析し，それぞれの特性に応じて果たすべき役割について明確化した。また，デジタルデータによる発掘調査報告書の出現とその利用頻度から，これまで以上に発掘調査報告書の利活用が推進される可能性を指摘し，それに対応するために発掘調査組織及び地方公共団体が行うべき措置について示した。

なお，本検討に引き続き，本委員会では既存の一次資料のデジタル化の問題と発掘調査で取得されるデジタルデータの一次資料の取扱いについての検討を行うこととしている。この検討の中では，埋蔵文化財行政におけるデジタル技術の効果的な利用という観点も含めて検討する予定である。

また，「デジタル報告１」でも示したように，デジタル技術は今後もさらに進展すると考えられ，本委員会では，今後のデジタル技術の進展や社会への浸透を注視するとともに，埋蔵文化財行政の円滑な推進のために埋蔵文化財行政におけるデジタル化の問題について必要となる事項について，今後とも検討し方向性を示していく予定である。

奈良文化財研究所紀要 2017
発行日 2017年6月30日
編集発行 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所

発掘調査報告書公開活用の展望

発掘調査報告書の性質　埋蔵文化財とは土地に埋蔵されている文化財と定義される。そのため、発掘調査をおこなうまでその内容がわからないという性質上、周知された埋蔵文化財のすべてが文化財保護法上の保護の対象となっている。その埋蔵文化財の内容や価値をあきらかにしようとする場合、考古学的な手法にもとづく発掘調査が必要となる。埋蔵文化財の発掘調査とは、現地における発掘作業およびその記録と出土品の整理から報告書作成までの整理等作業を経て、発掘調査報告書の刊行（配布を含む）をもって完了する一連の作業のことである（『発掘調査のてびき』2010年３月文化庁文化財部記念物課）。そして発掘作業は、遺跡の成り立ちを、その遺跡の解体作業を通して解明するという性質上、再び同じ遺跡を同じ条件で発掘調査することができない。

このように、もとには戻せない不可逆性をもつがゆえに、発掘調査報告書が担う意義は非常に大きい。その内容は、埋蔵文化財の保護を講じた行政措置の記録であると同時に、発掘調査の内容を的確にまとめた学術的な調査内容の記録でもある。

失われた遺跡の身代わり　発掘調査報告書は失われた埋蔵文化財に代わるものという性格をもつために、刊行された発掘調査報告書は恒久的に保管されることが求められる。将来もしその遺跡が現状保存されていたならば、その遺跡から得られたであろう将来の国民の利益を担保するものである以上、発掘調査報告書は理念的には、失われてしまった遺跡の身代わりになるものと位置づけられる。そのため、刊行された発掘調査報告書は、将来にわたって適切に保存されるとともに、広く公開されて、国民が共有し、活用できるような措置を講じる必要がある。

発掘調査報告書の媒体　以上のような埋蔵文化財の発掘調査報告書の性質を踏まえるならば、その媒体については、永久に保存される媒体であることが求められる。少なくとも刊行した後に保管環境が適切であれば、手間をかけずとも消失しない媒体である必要がある。デジタル媒体は、媒体そのものの寿命、データおよびその読み取り装置の規格変更等により、そのまま放置するといつ使えなくなるとも限らず、長期安定保管する上では問題がある。これに対して、紙媒体による印刷物は、保管環境が適切であれば、デジタル媒体よりもはるかに長期に保存することができるという性質と実績がある。そのため、発掘調査報告書は紙媒体による印刷物とすることが求められている。

その作成部数については、国庫補助事業（埋蔵文化財緊急調査等）では300部を原則とし、配布リストを明示して必要に応じて500部まで認めるものとされる。その一方で、国土交通省直轄道路事業では300部が上限とされている（平成26年12月１日付け国道国防第158号各地方整備局道路部長あて国土交通省国道・防災課長通知「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いの一部改訂について」）。

発掘調査報告書電子化の効果　このように現状で失われた国民共有の財産である当該埋蔵文化財に代わって、およそ300部の紙媒体による印刷物が適切な機関に配布されて、恒久的に保管されることになる。埋蔵文化財の記録の保存としては、これが現在のところ最低限に必要な措置として位置づけられる。

これに対して、記録として保存された埋蔵文化財の活用効果を上げるための付加的な措置として、発掘調査報告書の電子化が位置づけられることになる。長期安定保存には不向きな電子データであるが、普及効果は高い。この点に着目して、ホームページに発掘調査報告書の電子データを掲示している機関は多い。従来は印刷物の紙媒体の配布により、およそ300ヵ所までとなっていた情報伝達の範囲が機関のホームページに掲載することにより、制限がなくなるためである。

発掘調査報告書の情報伝達範囲の拡大　さらに情報伝達の範囲を広げる工夫が考えられる。機関のホームページに掲示する場合、掲示していることが知られていないと、情報を求めるユーザーには届かない。そのため、発掘調査報告書のデータ掲示を専門とするウェブサイトがあり、それに登録しておけば、検索されて活用される頻度はより高まることになる。

しかし、それでも遺跡の名前が知られていなければ、発掘調査報告書が活用されることは難しい。そこで、発行機関や遺跡名でなく、知りたい属性（時代、遺構、遺物の種別など）で検索すると、それが本文に含まれている場合、当該発掘調査報告書を抽出できるシステムがあれば、

ユーザーに的確に情報が伝わり、活用頻度は格段に高まる。全国遺跡報告総覧において、発行機関の区別を越えて、登録された発掘調査報告書の本文を統合的に、一括して全文検索できる機能を持たせているのはそのためである。全国遺跡報告総覧に発掘調査報告書を登録することは、現状において、発掘調査報告書を通じて、埋蔵文化財の活用効果をもっとも高める措置といえる。

報告書電子化の埋蔵文化財行政上の位置づけ　このように、埋蔵文化財の発掘調査報告書は、およそ300部の印刷物による紙媒体の適切な配布が最低限に必要な保存の措置であり、電子化による各種利用は、発掘調査報告書の活用効果を高めるための付加的な措置として位置づけられる。その活用効果を高めるための付加的な措置のうち、現在のところ全国遺跡報告総覧への登録が、もっとも効果の高い措置として位置づけられる。

紙媒体と電子データの両立　ところで発掘調査報告書の電子データは、長期安定保存に不向きであるため、将来の国民にとってその埋蔵文化財が現地保存されていた場合に、その埋蔵文化財から得られたであろう利益を肩代わりできる存在になることはできない。要するに発掘調査報告書の電子データは、失われた埋蔵文化財の代わりとはなり得ず、つまりは発掘調査報告書にはなり得ないのである。しかしながら、全国遺跡報告総覧に登録することで、現在の国民にとっては、もっとも効果的な埋蔵文化財の情報の入り口となる。

この点において、およそ300部の印刷物による紙媒体の適切な配布とは、厳密に区別され、それゆえに両立するものである[1)]。2010年10月の国土交通省直轄道路事業の会計検査以来、発掘調査報告書のデジタル化を進めると、300部の印刷経費を事業者が負担しなくなるのではという危惧が、地方公共団体等の一部の文化財担当者の間で広がったことも事実である。しかし、PDFデータは紙媒体の活用を促進するものとして積極的に位置づけることができるものの、保存という観点から問題があるために発掘調査報告書にはなり得ないものである。ましてや全国遺跡報告総覧に登録される100MB以下の低精度データではなおのこと、記録保存調査の成果物としての役割を担えるものではない。この点において、紙媒体の発掘調査報告書とその電子データは、矛盾や重複するものではなく、両立し得ることを明確に説明できる。

埋蔵文化財活用事業の広報効果の促進　全国遺跡報告総覧は、現在では１ヶ月で100万回以上のページ閲覧数をもつ。全国6,000人弱の埋蔵文化財専門職員と専攻学生だけでは、この数字は説明できないので、一般の方によるかなりの数の閲覧が想定される。ところで全国遺跡報告総覧には、文化財活用事業の紹介をトップページ上に掲載することができる。埋蔵文化財に何らかの関心をもつユーザーが月間100万回以上閲覧するこのシステムに、自機関の活用事業の情報を掲載する意義と効果については、改めて述べるまでもないだろう。また、報告書の全文検索データベースと活用事業のデータベースが同居することによる相乗効果が期待される。発掘調査報告書を見に来たユーザーが、同じ関心にもとづいて、その遺跡が所在する自治体周辺での講演会や展示会の情報を探すことも十分にあるだろう。また逆に、活用事業の情報を求めるユーザーが、活用事業で接した遺跡の報告書を検索・閲覧することもあり得るだろう。さらに展示会や体験学習等への活用事業への参加のために、所蔵施設への訪問機会が拡大する可能性も期待される。

また、登録した各機関の発掘調査報告書のダウンロード件数などの統計情報を確認できる。これらのリアルタイムな変動は、ユーザーの関心の所在が明確に示されるため、参考にすると埋蔵文化財の活用事業において時宜に適った情報提供が可能となる。登録情報への反応が数値化されるため、これまでの一方向的な発信と異なり、今後は的確かつ効果的な情報発信が可能となるだろう。

このように、全国遺跡報告総覧は、発掘踏査報告書を通じて、埋蔵文化財の活用を一層促進するのに欠かせない、強力なツールとなることはあきらかである。今後は、全国の発掘調査に関わる地方公共団体等のより積極的な登録と活用を呼びかけたい。　**（国武貞克）**

註

1）文化庁および埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会による2017年３月31日刊行の報告書『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について１（報告）』11-12頁において、全国遺跡報告総覧が取り上げられている。その中では全国遺跡報告総覧を「印刷物の発掘調査報告書の存在を広く国民に周知し公開するため」の事業として位置づけ「大きな成果が挙げられている」とし、「この取組は、発掘調査報告書の活用事業と位置づけられ、印刷物の発掘調査報告書と性格を大きく異にするもの」としている。

全国遺跡報告総覧の機能と今後の展望

奈良文化財研究所企画調整部　高田祐一

１．　全国遺跡報告総覧の概要
・経緯
・体制

２．　システムの特徴
・発掘調査報告書の効果的な利用に係る機能
・付帯的な機能

３．保有しているデータ量と利用実績
・データ量
・利用実績

４．全国遺跡報告総覧の効果
・発掘調査成果の幅広い普及
・大規模災害への対応
・海外への日本考古学の情報発信

５．今後の展望
・報告書ワードマップ（頻出用語俯瞰図）
・各都道府県版　報告書特徴語ワードマップ
・報告書毎の頻出用語と類似報告書

・【予定】画像で画像を検索。キーワードで画像を検索

報告書全体の頻出用語

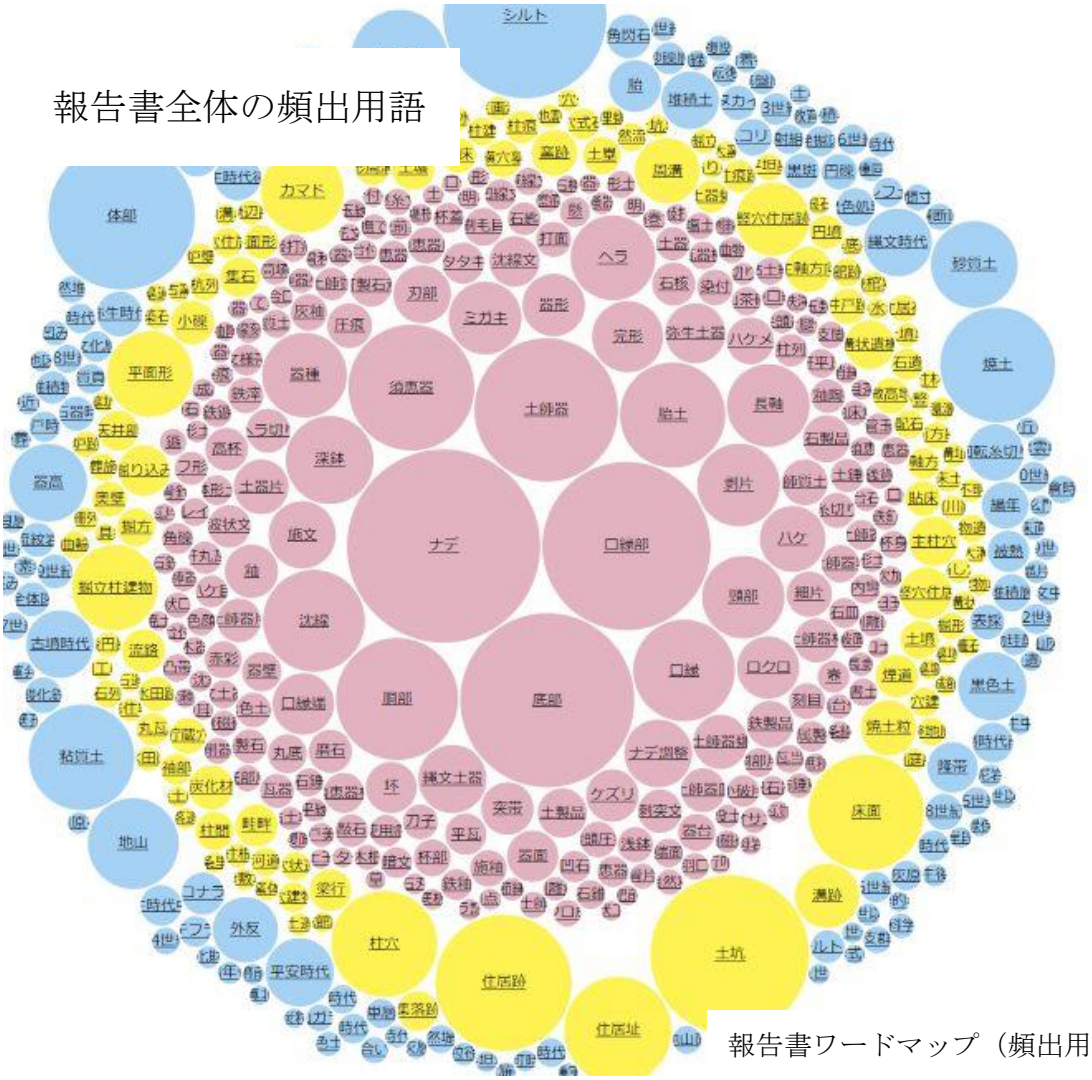

報告書ワードマップ（頻出用語俯瞰図）

都道府県毎の特徴語

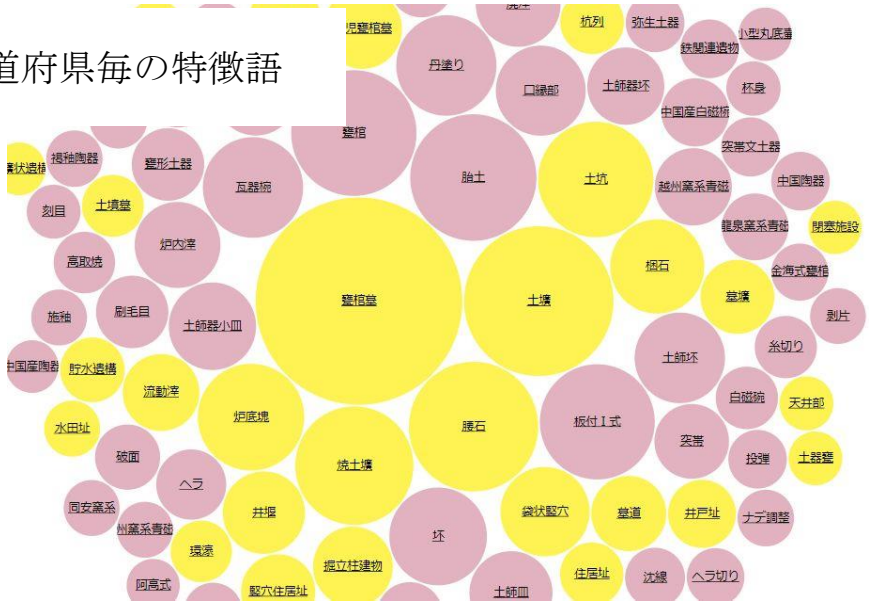

各都道府県版　報告書特徴語ワードマップ（福岡県）

報告書毎の頻出用語

本文頻出用語

石切場跡 大坂城 石切場 河内 天下普請 矢穴 残石 刻印石 矢穴石 高地性遺跡 生駒山 露岩 寛永年間 土師器羽釜 石列 抜き取り痕 焼土坑 須恵器 サヌカイト剥片 聖宋元宝 拓影 前田家 春日神社 古代学 胎土 金属製品 完形 16世紀 17世紀 体部 ナデ 底部 オサエ 外反 口縁部 釉 削り出し高台 石製品砥石 石製品 石剣

内容が類似の報告書

似ている報告書

大東市埋蔵文化財発掘調査概報

交野市埋蔵文化財発掘調査概要

熱海市内伊豆石丁場遺跡確認調査報告書Ⅱ

飯盛山城遺跡発掘査調査概報

鵜の部山古墳・大串石切場跡

逢坂城跡第1次発掘調査報告書

熱海市内伊豆石丁場遺跡確認調査報告書

向荒神古墳発掘調査報告書

広島城関連遺跡発掘調査報告

沿岸地域遺跡分布調査概報（Ⅰ）

沿岸地域遺跡分布調査概報

大井谷石切場跡・上塩冶横穴墓群第14支群・上塩冶横穴墓群第15支群・上塩冶横穴墓群第16支群

県営かんがい排水事業関連遺跡発掘調査報告書

山梨県指定史跡　甲府城跡8

文化庁　埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について2(報告)』平成29年9月25日より転載

「全国遺跡報告総覧」について

１．全国遺跡報告総覧の概要

経緯

発掘調査報告書の広域的な電子公開は，全国遺跡資料リポジトリプロジェクトから始まる。平成１９年度から島根大学附属図書館を中心とした中国地方の五つの国立大学附属図書館が協同で，発掘調査報告書の電子公開を始めた。平成２０年度には，国立情報学研究所の最先端学術情報基盤（ＣＳＩ）整備委託事業（第２期〈平成２０～２１年度〉）の領域２（以下「ＣＳＩ委託事業」という。）に採択され，事業を推進した。ＣＳＩ委託事業の最終年の平成２４年度には，全国２１の国立大学が２６道府県の発掘調査報告書１１，９１６件を各地の大学図書館のサーバで電子公開するに至った。

一般的に発掘調査報告書は，発行部数が少なく商業出版の流通基盤に乗らないため，図書館界では入手や閲覧が困難な「灰色文献」とされるが，電子公開により平成２４年度には約３０万件のダウンロード数があった。こうした活発な利用実績からして，発掘調査報告書の電子公開が灰色文献の解消につながることが実証された。

また，このプロジェクトは，印刷物の発掘調査報告書をデジタルデータに置き換えようとするものではなく，印刷物とデジタルデータの双方の特性を活かし，確実な保存と発掘調査成果の幅広い発信と活用を達成することを目的としたものであり，印刷物とデジタルの相互補完を目指して事業が推進された。

しかし，大学附属図書館が主導するモデルの限界やＣＳＩ委託事業の終了によるプロジェクトの継続性に課題があった。そこで，プロジェクト当初より遺跡抄録情報を提供し支援してきた奈良文化財研究所がデータ及びシステムを引き継ぐことが，関係機関の協議によって決定された。

それに伴い，各大学図書館に分散配置されていたデータ・システムは，奈良文化財研究所に統合されることになったが，各大学図書館との連携や大学ごとの取組は

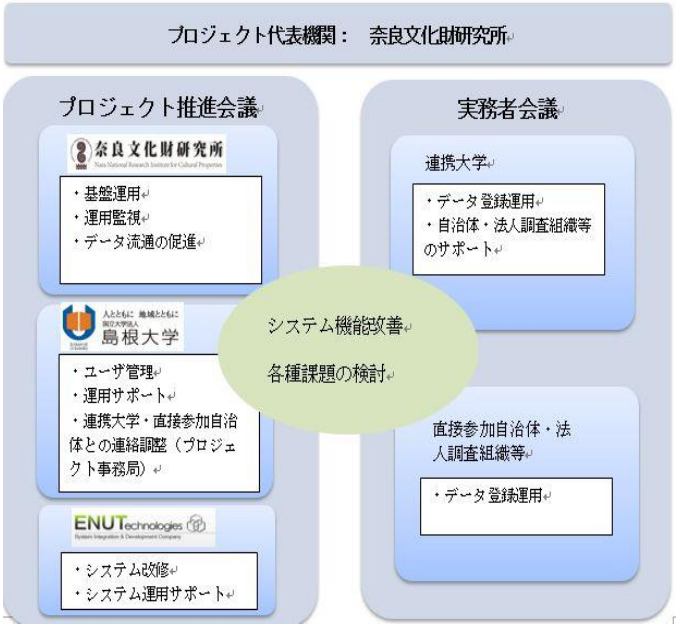

全国遺跡報告総覧プロジェクト体制

継続されることとなった。また，プロジェクト名称は「全国遺跡報告総覧プロジェクト」（以下「遺跡総覧プロジェクト」という。）と改称され，平成２６年にシステム統合に向けた調整を行い，平成２７年６月にそれぞれ分散していた２１のシステムを統合した新システム「全国遺跡報告総覧」が再スタートした。

推進体制

遺跡総覧プロジェクトは，代表機関・システム維持管理を奈良文化財研究所，事務局である島根大学附属図書館を含めた２１の国立大学附属図書館，直接参加地方公共団体・地方公共団体が設立もしくは設立に関与した公益法人等の発掘調査組織等で構成し事業を推進している。プロジェクト内には実務者会議とプロジェクト推進会議の二つの会議を設置している。

実務者会議は，年１回開催され構成機関での課題共有や解決策について議論されている。構成機関は，実務者会議に欠席であっても事前の意見徴募やアンケートによって，会議に関与することができることとなっている。プロジェクト推進会議は実務者会議での内容を具体化し実務的に推進する会議で，必要に応じて開催されている。

２．システムの特徴

発掘調査報告書の効果的な利用に係る機能

「全国遺跡報告総覧」は，単に広く公開するというだけではなく，実際の発掘調査報告書の利用形態等を踏まえてシステム設計されている。その大きな特徴は次のとおりである。

①インターネット環境があればいつでもどこからでも情報を取得できること。

「全国遺跡報告総覧」は，Ｗｅｂシステムとして一般公開しているため，インターネットを利用できる環境であれば，世界のどこからでも，いつでも必要とする情報をサーバから取得することができる。

②発掘調査報告書の形態をそのまま再現していること。

発掘調査報告書は画像情報とテキスト情報からなり，ページレイアウトも工夫されている。そのため発掘調査報告書を電子的に扱うためには，画像とテキストを扱え，特定のＯＳ環境に依存せず，ページレイアウトがくずれず，広く社会で使われているデータ形式である必要がある。ＩＳＯ３２０００－１として標準化されているＰＤＦ（Portable Document Format）がこれらの要件を満たしていることから，ＰＤＦ形式が採用されている。

③検索が容易であること。

発掘調査報告書の代表的な利用のひとつに，同種の遺跡や遺物を複数の発掘調査報告書から横断的に検索するという方法がある。こうした作業を印刷物で行う場合，検

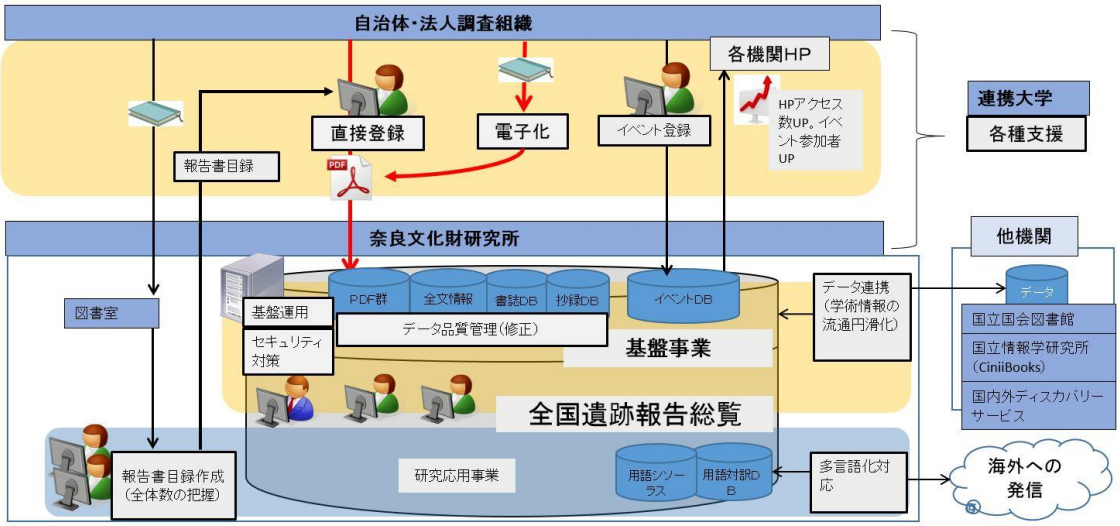

地方公共団体及び法人調査組織のデータ登録の流れ

索の対象となる発掘調査報告書の原本にあたり，相当の手間暇をかけて行う必要があるが，「全国遺跡報告総覧」の全文検索機能を利用することにより，こうした作業を簡単に行うことができる。

「全国遺跡報告総覧」では，データ登録時に夜間処理としてＰＤＦデータから本文の全文テキスト抽出処理を行っており，この処理の結果は全文検索エンジンと連携している。例えば，検索語を「高坏」で調べた場合，発掘調査報告書１，３１１件の検索結果が提示される。さらに「弥生時代」を加え「高坏　弥生時代」で検索した場合，１，１４６件の結果に絞り込まれる。さらに「島根」を加えた場合，１１９件の結果となる。このように一般的な検索エンジンサイトのように条件を追加することで，利用者が必要とする発掘調査報告書を簡単に探すことが可能である。

平成２９年４月現在の検索可能なデータ数は発掘調査報告書約１９，０００冊，テキスト約１５億文字であり，利用者はその中から検索することができる。なお，検索結果画面には，発行機関・種別・発行年・編著者名ごとに絞り込むこともできる。

④ＰＤＦデータのダウンロードができること。

必要とする発掘調査報告書を見つけた場合，ダウンロードボタンをクリックすることで，ＰＤＦをダウンロードすることができる。

⑤印刷物の発掘調査報告書の所在を知ることができること。

印刷物の発掘調査報告書を閲覧したい場合は，報告書詳細画面の「所蔵大学（ＮＣＩＤ）」および「ＪＰ番号」欄のＩＤをクリックすることで，大学図書館及び国立国会図書館のサイトに移動し，所蔵状況を確認することができる。国立国会図書館のサイトでは，公共図書館の所蔵状況を調べることができる。

また，発掘調査報告書の表紙のサムネイル画像が「全国遺跡報告総覧」の画面に表示されるので，図書館等で印刷物の発掘調査報告書を探す時にも便利である。

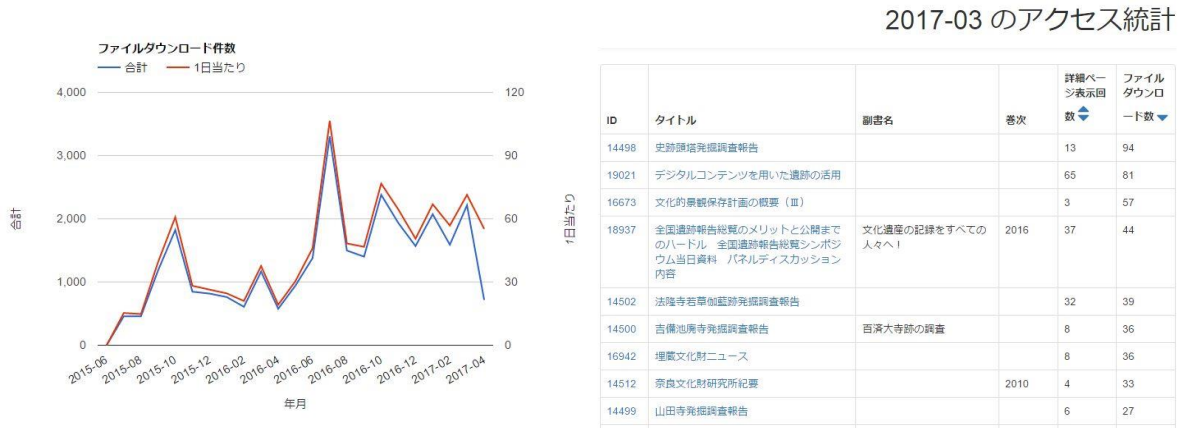

登録データの利用状況確認画面

⑥登録した発掘調査報告書の閲覧実績を知ることができること。

発掘調査報告書を発行した機関は，遺跡総覧プロジェクトから配布されたＩＤ及びパスワードを使用して，インターネット上の「全国遺跡報告総覧」にログインし，データを登録する。登録時には，あらかじめ圧縮した発掘調査報告書ＰＤＦをアップロードし，書誌情報等を入力する。発掘調査報告書ＰＤＦは１ファイルを１００ＭＢ以内に圧縮するか分割しなければならない（資料２・３）。

データ登録機関は，自機関が登録した発掘調査報告書のファイルダウンロード数の推移や当該月でのファイルダウンロード数などの利用統計を確認することができる。

⑦災害等の不測の事態にも対応できるようデータのバックアップがとれていること。

ディザスタリカバリ（Disaster Recovery＝災害時のシステム障害を素早く復旧・修復を行うための仕組みや体制）として，遠隔地サイトへバックアップデータを複製する遠隔地バックアップを導入し，東日本・西日本のサイトにデータを保管している。

⑧ ＤＯＩ(Digital Object Identifier)コードが付与されること。

ＤＯＩとはＷｅｂ上の電子文献に付与されるコードで，書誌におけるＩＳＢＮコードと同様，文献ごとに与えられるコードである。Ｗｅｂ上の電子文献は配布サイトのＵＲＬが変わるとアクセスできなくなるが，ＤＯＩは恒久的に使用されるため，管理に用いることで，ブラウザのＵＲＬ欄に http://dx.doi.org/(DOI コード)と入力するだけで確実に電子文献にアクセスでき，長期的なアクセスも保証される。

付帯的な機能

①文化財の普及活用事業の周知

データ登録機関は，普及活用事業の情報を「全国遺跡報告総覧」に登録することができる。発掘調査報告書の全文検索データベースと活用事業のデータベースが同居することにより，発掘調査報告書の活用促進と，埋蔵文化財活用事業の情報発信が一体化されることになる。それによって，発掘調査報告書を見にきたユーザーが，当該遺

全国遺跡報告総覧トップページ　イベント表示機能

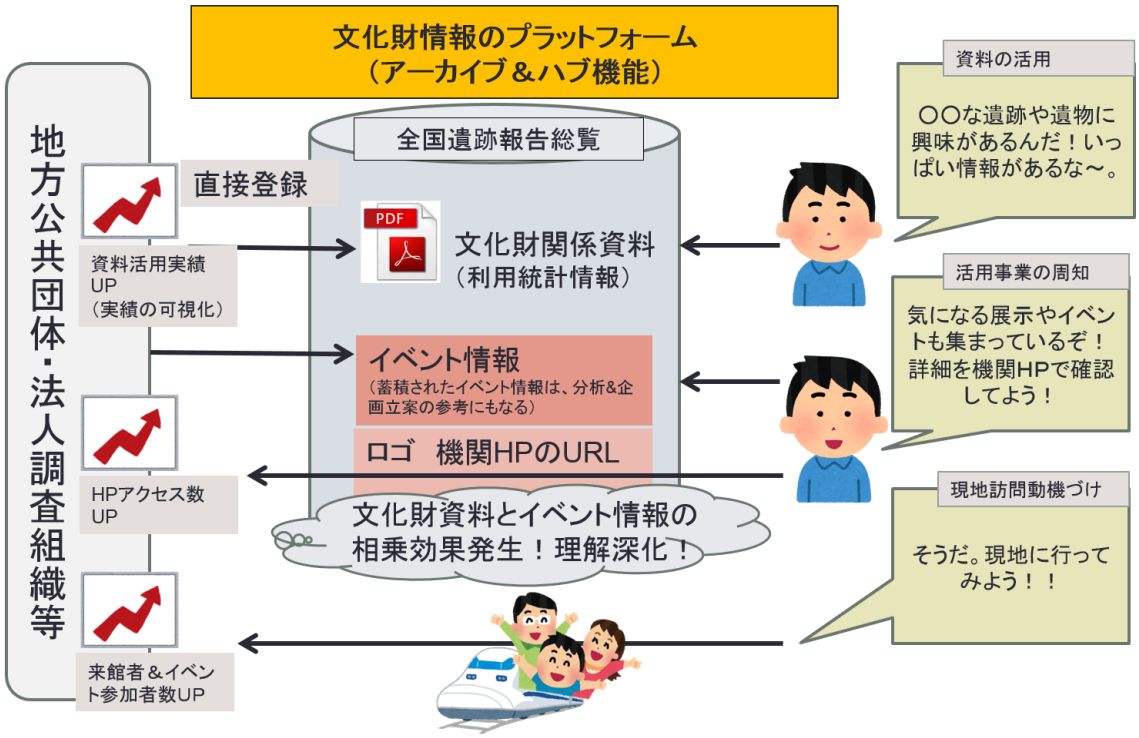

文化財関係資料による活用事業促進モデル

跡が所在する地方公共団体周辺での講演会や展示会等の活用事業に関する情報を得て現地を訪れたり，逆に活用事業の情報を求めるユーザーが，活用事業で接した遺跡の発掘調査報告書を検索・閲覧したりするなど，発掘調査報告書の利用促進と活用事業のＰＲの相乗効果が期待される。

②登録機関へのフィードバック

活用事業のページには，自機関のホームページアドレスをロゴマークで載せることができる。「全国遺跡報告総覧」に事業概要を載せ，より詳しい情報を載せている自機関のホームページに誘導することも可能であるなど，自機関のホームページの訪問数を伸ばすことも期待できる。

３．保有しているデータ量と利用実績

データ量

平成２９年７月１３日時点のデータ量は下記のとおりである。

【資料登録数】

登録数：２０，０２７件

発行機関数：３７９機関

登録資料の内訳

・報告書・概報・要覧（発掘調査・遺跡整備・復元工事）（１８，５３４）

・年報・紀要・研究論集・市史研究等・文化財だより（８４１）

・配布資料（現地説明会・展示解説・発表要旨）・講演会資料集・ガイドブック（４４３）

・展示図録（６８）

・遺跡地図・分布地図（２７）

・その他（古文書・景観・民俗等の関係資料・機関概要）（１１４）

【データ内容】

総ページ数：２２０万ページ（2，４５０，４９８）

総文字数：１５億１千万文字（1，４１６，５５１，３５５）

編著者数：１０，００８

利用実績

登録コンテンツおよび機能改善によって利用実績は，増加傾向にある。平成２８年度の発掘調査報告書ＰＤＦのダウンロード数は約８４万件と大幅に活用された。主な要因は，インターネットによる公開で今まで手に取って閲覧することができなかったが利用できる

ようになったケースや，全文検索機能によって知らなかった発掘調査報告書を知ることができ利用機会が増加したためとみられる。登録報告書数の増加と認知度の向上により，奈良文化財研究所にシステムを移行した平成２７年６月以降，利用頻度は増加し続けている。

項目	実績値
年間アクセス数	3,419,545
年間閲覧数（ページ）	11,557,993
年間ダウンロード数	841,770

全国遺跡報告総覧の平成 28 年度利用実績

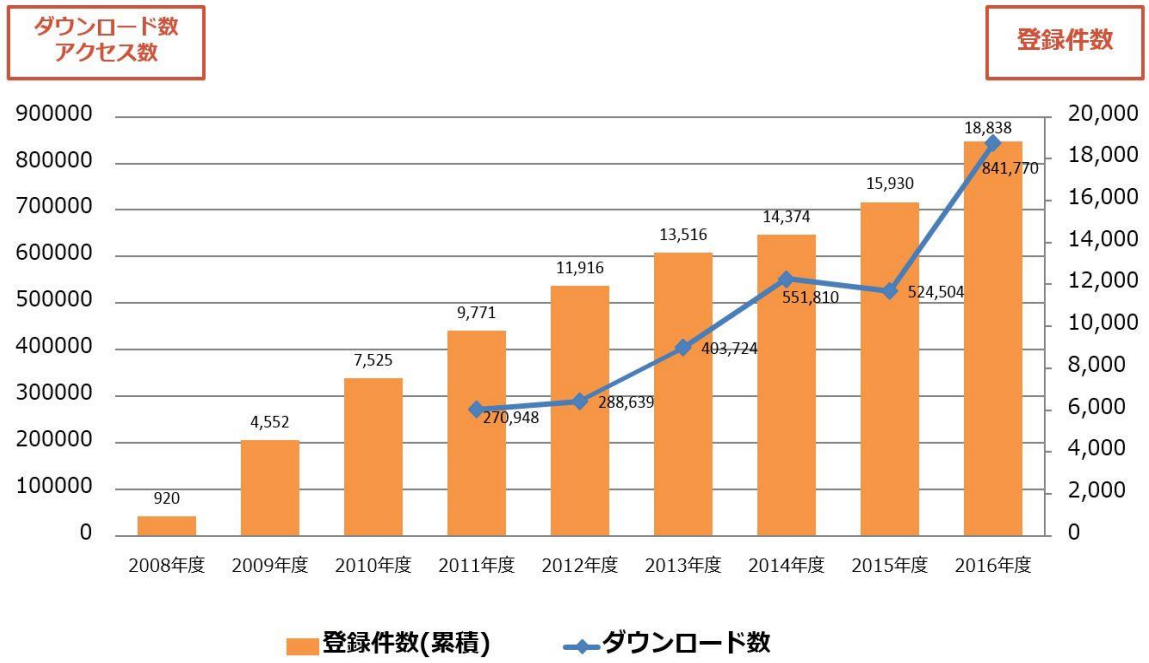

全国遺跡報告総覧の登録件数とダウンロード数の推移

４．全国遺跡報告総覧の効果

発掘調査成果の幅広い普及

「全国遺跡報告総覧」は発掘調査報告書の利用促進において，大きな効果が挙げられることが期待され，事実，その閲覧実績も右肩上がりに増加している。検索機能を利用することにより，膨大な発掘調査報告書の中から必要な情報を容易に入手できるなど，調査・研究の進展に寄与するところも大きい。また，タブレット端末等を利用することにより，現地での協議や調査の現場で情報を参照する際も，紛失等の恐れなく発掘調査報告書の内容を閲覧できる利点もある。

さらに，こうした点以外にも，次のような点で効果が挙げられている。

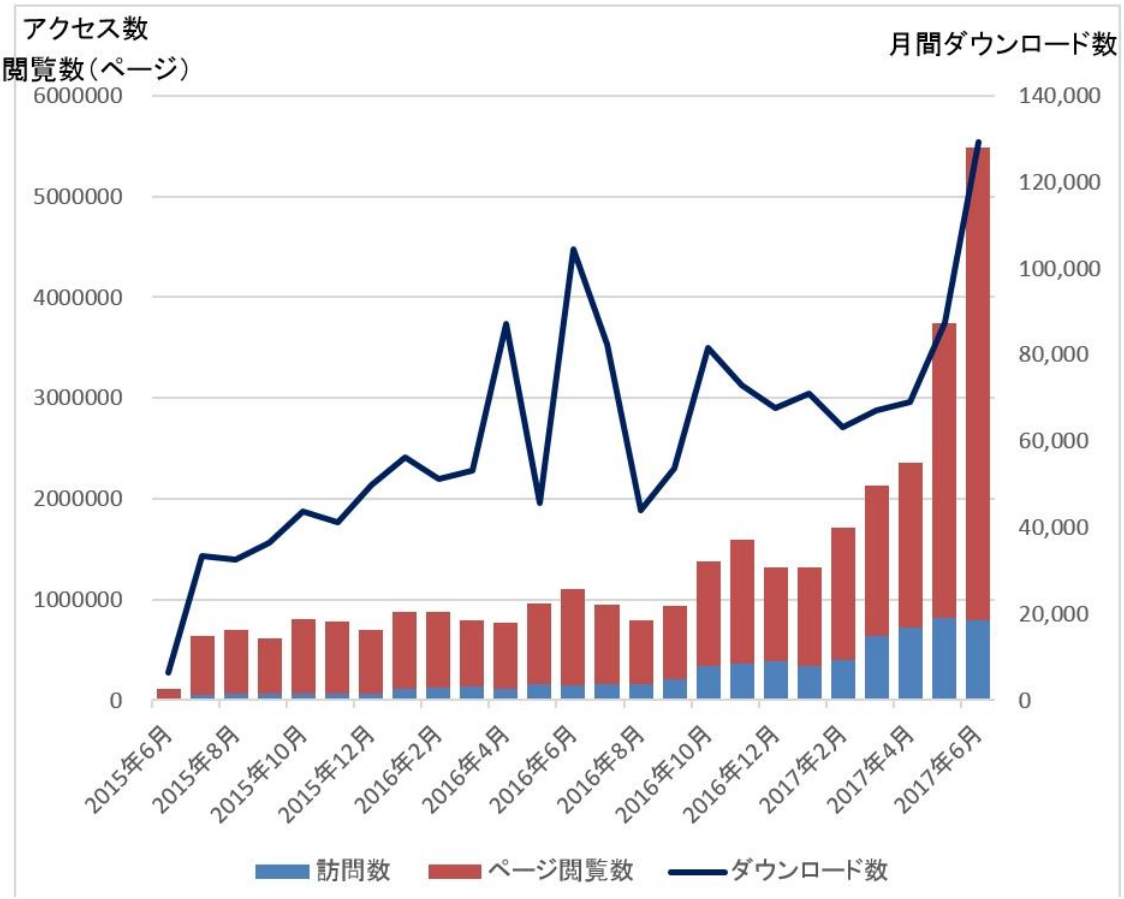

全国遺跡報告総覧の月ごとの訪問数とページ閲覧数の推移

大規模災害への対応

大規模災害時には，発掘調査報告書等の資料を収蔵する施設が被災するなどして，埋蔵文化財に関する基礎情報を確認することが被災地において困難になり，外部からの問い合わせ等に即座に対応できない状態となることが予想される。

先述したように，「全国遺跡報告総覧」は遠隔地バックアップを導入しているので，インターネットに接続できる環境にあれば利用でき，非常時における利用にも効果的である。

海外への日本考古学の情報発信

平成３２年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を始めインバンドへの情報発信強化が文化財分野でも求められている[29]。我が国の文化の保存・継承や国内外への発信

[29] 内閣官房知的財産戦略推進事務局「コンテンツのデジタル・アーカイブに関する今後の取組について」平成27年２月
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2015/dai8/siryou1.pdf。
知的財産戦略本部「知的財産推進計画２０１６」平成28年５月
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20160509.pdf

基盤となる取組としてデジタルアーカイブの整備が有効であるとされているが[30]，現在は，海外からアクセス可能な日本研究のためのデジタルコンテンツの不足が指摘されており，今後，海外発信の強化のために関係機関による多言語化が望まれている[31]。

「全国遺跡報告総覧」では，英語で検索できるクロスリンガル検索機能を備えている。システム内部に日英の和英対訳の考古学用語と日本語の類語データベースを保持しており，自動検索に使用している。英語の考古学用語を検索ワードとした場合，日本語に自動変換し，類語を自動付与した上で検索できるため，日本語の考古学用語を知らない場合でも，英語で日本の発掘調査報告書を調べることができる。

こうした機能は，海外に向けた日本考古学の成果発信の一助となり，日本研究に興味がある海外の利用者に，より手軽に発掘調査報告書を閲覧できる環境を提供することになる。

[30] 『デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会 中間報告』（平成 28 年３月）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/jitumu/h28_chukanhokoku.pdf

[31] 報告書「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）平成 29 年４月
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/index.html。全国遺跡報告総覧は本報告書において「アーカイブ連携・活用の優良事例」として紹介されている。

案内「報告書データベースの実務に関わる説明」

島根大学附属図書館
昌子喜信

１．参加方法

（１）参加申込書／利用者 ID 申請書の送付

申請書類は、総覧の「利用案内」からもダウンロードできます。申請の受付は当面、島根大学でまとめて行います。

（２）登録用 ID/PW の発行

事務局から登録用の ID とパスワードを送付します。

（３）報告書の登録作業・公開

登録マニュアルに沿って、登録作業を進めてください。

※文化庁の総覧登録意向調査にもとづく登録用 ID の一斉配布は、平成 30 年 2 月以降を予定しています。それ以前に登録作業を開始したい場合は、上記の方法にて参加申請をお願いします。

（資料１）参加申込書・利用者 ID 申請書

２．報告書の電子化について

本プロジェクトでは、報告書の電子化は行っていません。事前に報告書の電子化（PDF ファイル作成）をお願いします。報告書の電子化にあたってご注意いただきたい事項等について、以下の通りまとめていますので参考にしてください。ファイルサイズや OCR 処理については、登録の効率化や検索の利便性の観点からも重要ですので、特にご配慮ください。

（１）新規発行分の電子化を印刷業者に依頼する場合

（資料２）全国遺跡報告総覧が推奨する出版時電子化仕様

（２）既発行の報告書（冊子）を各機関内で電子化する場合

（資料３）発掘調査報告書を各機関内で電子化する場合の方法と注意点

※OCR（オー・シー・アール／Optical Character Recognition／光学式文字認識）

スキャナなどで読みとった印刷された文字を解析して、コンピュータが利用できるデジタルの文字データとして取り出すこと。これにより報告書内に含まれる文章内の文字検索が可能となります。

３．著作権の許諾について

報告書の著作権は、発行主体である自治体等に帰属しますが、総覧での公開にあたっては、（１）著作物の内容を複製しサーバに蓄積すること、（２）インターネット上で無償公開すること、についてご了承ください。

なお、自治体の業務として発行した報告書であれば通常自治体に著作権が帰属すると思われますが、外部研究者に執筆を依頼した場合などは、自治体と著者、印刷業者間などでどのような権利処理が行われているかに依存しますので、ご確認をお願いします。必要な許諾は、各発行自治体の責任において行ってください。

（資料４）発掘調査報告書の著作権について
（資料５）著作物の電子化の許諾に関する覚書

４．登録用の抄録データ

総覧への登録にあたっては、PDF ファイルとともに、報告書の抄録データ（メタデータ）が必要です。総覧の抄録データは奈良文化財研究所の報告書抄録データベースの各項目をベースに設計していますので、そのデータを流用することができます。抄録データは検索の精度や利便性を向上させる非常に重要な役割を持ちますので、マニュアル記載の入力規則に沿ってご登録ください。

５．実際の登録作業について

実際の登録作業について、画面又はマニュアルに沿って説明します。

（資料６）全国遺跡報告総覧データ登録マニュアル

６．他のデータベースとの連携機能について

総覧の各報告書画面には国立国会図書館サーチ及び CiNii Books へのリンク機能があります。これは総覧への登録時に連携用の ID を設定することで実現できます。これにより、総覧ユーザは、冊子を閲覧したい時にも国立国会図書館や全国の大学図書館の所蔵を即時に確認でき、冊子報告書の利活用には欠かせない機能であるため、総覧への登録時にはぜひあわせて設定をお願いいたします。連携用 ID となるのが、国立国会図書館サーチだと JP 番号（日本全国書誌番号）、CiNii Books だと NCID（NII 書誌 ID）です。詳しくは、資料をご覧ください。

（資料７）全国遺跡報告総覧に入力する JP 番号の探し方
（資料８）全国遺跡報告総覧に入力する NCID の探し方

なお、自治体の業務として発行した報告書であれば通常自治体に著作権が帰属すると思われますが、外部研究者に執筆を依頼した場合などは、自治体と著者、印刷業者間などでどのような権利処理が行われているかに依存しますので、ご確認をお願いします。必要な許諾は、各発行自治体の責任において行ってください。

（資料４）発掘調査報告書の著作権について
（資料５）著作物の電子化の許諾に関する覚書

４．登録用の抄録データ

総覧への登録にあたっては、PDF ファイルとともに、報告書の抄録データ（メタデータ）が必要です。総覧の抄録データは奈良文化財研究所の報告書抄録データベースの各項目をベースに設計していますので、そのデータを流用することができます。抄録データは検索の精度や利便性を向上させる非常に重要な役割を持ちますので、マニュアル記載の入力規則に沿ってご登録ください。

５．実際の登録作業について

実際の登録作業について、画面又はマニュアルに沿って説明します。

（資料６）全国遺跡報告総覧データ登録マニュアル

６．他のデータベースとの連携機能について

総覧の各報告書画面には国立国会図書館サーチ及び CiNii Books へのリンク機能があります。これは総覧への登録時に連携用の ID を設定することで実現できます。これにより、総覧ユーザは、冊子を閲覧したい時にも国立国会図書館や全国の大学図書館の所蔵を即時に確認でき、冊子報告書の利活用には欠かせない機能であるため、総覧への登録時にはぜひあわせて設定をお願いいたします。連携用 ID となるのが、国立国会図書館サーチだと JP 番号（日本全国書誌番号）、CiNii Books だと NCID（NII 書誌 ID）です。詳しくは、資料をご覧ください。

（資料７）全国遺跡報告総覧に入力する JP 番号の探し方
（資料８）全国遺跡報告総覧に入力する NCID の探し方

平成　　年　　月　　日

全国遺跡報告総覧プロジェクト事務局　御中

自治体名
所 属 名
所属長名　　印

全国遺跡報告総覧　参加申込書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿で刊行する発掘調査報告書等について、奈良文化財研究所で運用する全国遺跡報告総覧を通じた電子版の公開をしたく、本事業への参加を申し込みます。なお、電子版の公開にあたっては、外部著作者等との権利許諾について責任を持って対応します。

都道府県名	
市町村名	
住　　所	
連 絡 先	TEL:　　FAX: E-MAIL:
備　　考	

※当面の間、全国遺跡報告総覧への参加申し込み及び ID 発行受付については、前身である全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクトの代表機関である島根大学が事務局として対応します。

平成　　年　　月　　日

全国遺跡報告総覧プロジェクト事務局　御中

全国遺跡報告総覧　利用者 ID 申請書

奈良文化財研究所で運用する全国遺跡報告総覧を通じて自機関で発行する報告書の公開を行うため，下記のとおり利用者 ID を申請します。なお、交付された利用者 ID 及びパスワードについては厳正な管理運用に努めます。

記

（申請者記入欄）

都道府県名	
ふりがな 市町村名	
所　　属	
ふりがな 担当者氏名	
住　　所	
連　絡　先	TEL:　　　ー　　ー
	FAX:　　　ー　　ー
	E-MAIL :　　　　　　　@
備　　考	

※組織名称、担当者、連絡先等に変更があった場合は、速やかにお知らせください。

（担当者記入欄）

交付アカウント	ID	
	パスワード	

問い合わせ先：　全国遺跡報告総覧プロジェクト

（事務局：島根大学附属図書館　企画整備グループ）

Tel：0852-32-6085　Fax：0852-32-6089

E-mail：rar@lib.shimane-u.ac.jp

※当面の間、全国遺跡報告総覧への参加申し込み及び ID 発行受付については、前身である全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクトの代表機関である島根大学が事務局として対応します。

2017 年 12 月 20 日

全国遺跡報告総覧が推奨する出版時電子化仕様

作成：全国遺跡報告総覧事務局
（島根大学附属図書館）

全国遺跡報告総覧を使って発掘調査報告書（以下「報告書」という。）を公開する場合の推奨仕様は次のとおりです。

1. ファイル形式
ファイル形式は、PDF(Portable Document Format：ISO 32000-1)とする。

2. 文字
フォント埋め込みを行い該当フォントの無い端末でも利用できるように配慮する。また、フォントのライセンスに注意すること、及び検索可能な文字コードを使用すること。

3. 写真
ファイルサイズに最も影響を与えるデータのため、150dpi で jpeg 圧縮とする。

4. 図・地図
ベクトルデータが使える場合には、ベクトルデータを使うこと。ベクトルデータを使うことにより、拡大時に滑らかな表示を得ることが出来る。
2 値のビットマップ形式は 300dpi とし、複数色を使用するビットマップ形式は、写真に準ずる。

5. 製版用記号
トンボ等の製版用記号は取り除き出版ページ単位で1ページを作成する。

6. ファイル分割
公開用のファイルサイズが 100MB 以上の場合には、100MB 未満となるように章毎等でファイル分割を行う。

7. 目次
しおりを作成し、目次を設定すること。これにより、該当頁を素早く表示することができる。

8. その他
PDF は、スクリプトやマルチメディアファイルなどの将来的に不安定な規格は使用しないこと。また、ウィルス混入に注意すること。

（参考）
J-STAGE 運用マニュアル. PDF 作成指針 第 1.41 版（平成 28 年 7 月）
https://www.jstage.jst.go.jp/pub/html/pdf/004_jp_menu_.files/j-stage_pdf_guideline.pdf

2015 年 7 月 24 日

発掘調査報告書を各機関内で電子化する場合の方法と注意点

作成：全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクト事務局
（島根大学附属図書館）

1. 電子化に使用する機器

（1）複合機（コピー機）

使用する複合機（コピー機）が、単体で電子化機能をどの程度持っているかの確認が必要となる（Jpeg スキャニング機能だけのものから OCR 付き PDF を作成できるものまであるため）。また、読み取り解像度は、カラー600dpi に対応するものが望ましい（一部機種では、400dpi の制限有り）。スキャニング機能だけの場合には、PC に転送し OCR 付き PDF を作成する。

（2）スキャナ

電子化には PC を使う必要があるが、画質等細かな設定が可能となる。また、作業には A3 対応のオートシートフィーダ付きのものが望ましい。

2. スキャニングの条件設定

解像度は 600dpi とし、ページの情報により 2 値（文字）～カラー（写真）の設定を行う。複合機の場合には、自動で傾き補正やカラー認識を行えるものもあるが薄い色調のものは誤認識が起きやすく事前にテストして最適な設定を行っておく必要がある。

・地図・・・元図の品質が低いため読めない場合がある。
・トレース図・・・細い線や文字が読み取れないものや、色つきのものがある。
・写真・・・色の再現が難しくスキャナの違いで大きく異なる。
・文字・・・拡大時に文字のカスレが起きる。

3. スキャニング作業の手順及び注意点

（1）裁断可能な報告書の場合

・表紙と本体を外した後に背糊部分(5mm)を裁断しスキャンを行う。
・再製本不要の場合には、表紙を外さずに裁断しても良い。
・針で止められている場合には、針を外す。
・背糊を十分除去しておかないとオートシートフィーダで引っかかることがある。
・表紙・付図は、別にスキャンしたものを該当ページに入れる。

（2）裁断不可の報告書の場合

・1ページずつスキャンする。

・のどが不鮮明になったり、画像データが傾いたりしないよう注意する。

(3)OCR 処理

報告書は固有名詞が多いため、OCR 処理の精度は低い。

(4)公開用 PDF の作成

Adobe Acrobat を使ってデータを圧縮する。圧縮しても 100MB 以上となる場合は、100MB 未満になるよう分割する。分割する場合、ファイルサイズは各ページのサイズの総和となるが、各ページのサイズは内容によって大きく異なるためページで単純に分けることができない。文章主体のページはサイズが小さいが、図版等のカラー写真ページではサイズが大きくなるため、分割場所に注意が必要となる。

＜Adobe Acrobat を使った PDF ファイルの最適化作業＞

「アドバンスト」メニューにある「PDF の最適化」により、画像の種類に応じて次の処理を行う。

・カラー画像

ダウンサンプル：ダウンサンプル（バイキュービック法）150ppi
次の解像度を超える場合：150ppi
圧縮：JPEG
画質：低

・グレースケール画像

ダウンサンプル：ダウンサンプル（バイキュービック法）150ppi
次の解像度を超える場合：150ppi
圧縮：JPEG
画質：低

・白黒画像

ダウンサンプル：ダウンサンプル（バイキュービック法）300ppi
次の解像度を超える場合：300ppi
圧縮：CCITT Group 4

発掘調査報告書の著作権について

■発掘調査報告書に著作権はありますか？
ありま す。著作物に対して著作権は発生します。

※著作物 ＝「思想又は感情を創作的に表現したものであつて，文芸，学術，美術又は音楽の範囲に属するもの」(第 2 条第 1 項第 1 号)

■職務として発掘調査報告書を執筆した職員に著作権はありますか？
契約等の別段の定めがない限り、職員に著作権はありません。職務で作成した報告書は、職務著作となり、法人が著作権を有します。

■外部研究者に執筆してもらった箇所などの著作権処理はどうなりますか。
通常、外部の方に著作権があります。雇用関係がないため、職務著作となりません。

■報告書に掲載している画像に著作権はありますか。
職務として、出土した遺構の状況や遺物を撮影した場合、法人が著作権を有します。法人が著作権を有しない写真（画像）で、撮影者の創意工夫が入っており、著作物にあたる場合においては、撮影者（著作者）の許諾が必要です。ただし、創意工夫が入っていない、単なる記録としての写真は著作物にあたらず、許諾を得る必要はありません。

■許諾を確認できない原稿や写真などはどうしたらよいでしょうか。
やむを得ない場合は、該当の部分のみマスクをかけた状態で公開することができます。

■発掘調査報告書を電子公開する際に著作権に関係する権利は？
複製権と公衆送信権について権利者から許諾を得る必要があります。

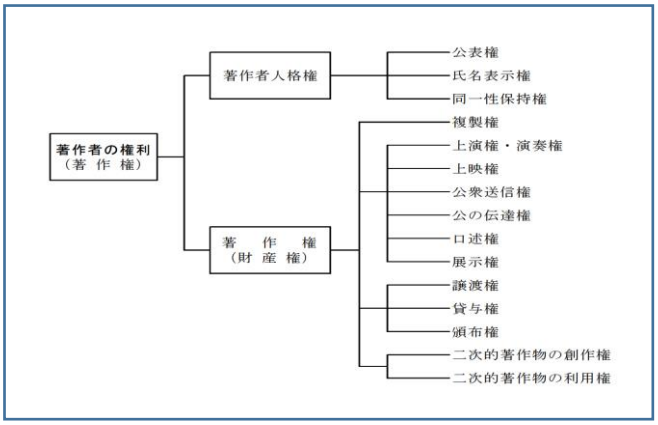

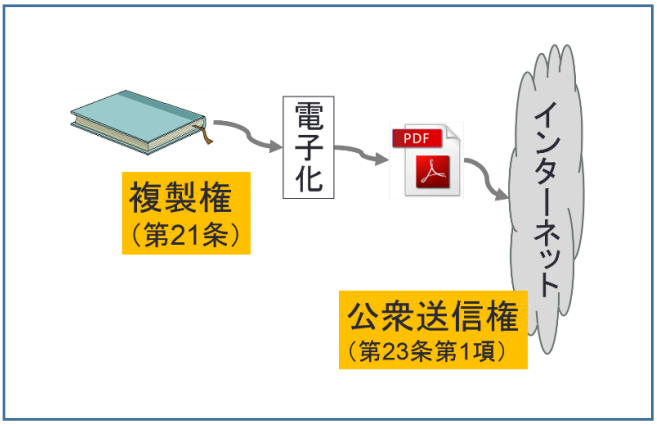

著作物の電子化の許諾に関する覚書

（許諾の対象と内容）

第一条　下記著作物の著作者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「甲」という。）は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「乙」という。）との間で、当該著作物（抄録・英文要約・キーワード等を含む）の電子化及びインターネットによる公開について、覚書を締結する。★別添リストでも可★

著作物の表題：「＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」

原載（掲載紙・書籍）『＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿』

発行者：（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

発行年月日：平成＿＿年＿＿月＿＿日

（電子化の形式）

第二条　乙は、当該著作物を、適切と考える形式で電子化することができる。

（電子化に伴う体裁の変更）

第三条　乙は、当該著作物の電子化に当たり、内容の変更を伴わない限りにおいて、体裁の変更を行うことができる。

（公衆送信権の許諾）

第四条　乙は、電子化された当該著作物を、適切なシステムからインターネット上に公開することができる。

（公開の撤回）

第五条　甲は、当該著作物の公開後、公開を撤回すべき事由等が生じたとき、書面（電子メールを含む。以下同じ。）をもって、その旨を乙に申し入れるものとする。

（公開撤回申し出に対する回答）

第六条　乙は、上記書面を受け取ったときには、速やかに公開を停止するものとする。

（本覚書の変更など）

第七条　本覚書の内容に疑義や変更の必要が生じたときは、甲および乙の双方が解決に向け、誠実に協議を行うものとする。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

甲＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

乙＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

更新日:2017 年 9 月 19 日

全国遺跡報告総覧データ登録マニュアル

作成:全国遺跡報告総覧プロジェクト事務局

目次

1. はじめに
（1）このマニュアルについて
（2）対象資料
（3）登録ファイルの仕様
（4）動作環境（対応ブラウザ）
2. 登録画面の案内
（1）ログイン方法
（2）ログイン後の画面
3. 個別登録
（1）PDFファイルのアップロード
（2）抄録データの登録と公開
4. 一括登録
5. 修正・削除
6. 一括修正
7. PDF ファイルの圧縮・分割
8. ユーザ情報の登録（URL・ロゴ等）
9. イベント情報の登録

※別添マニュアル

・「全国遺跡報告総覧に入力する JP 番号の探し方」

・「全国遺跡報告総覧に入力する NCID の探し方」

1. はじめに

（1）このマニュアルについて

このマニュアルでは、全国遺跡報告総覧（以下、総覧）に報告書データを登録する際の手順や注意事項を解説しています。

（2）対象資料

総覧は、埋蔵文化財の発掘調査報告書を主たる登録対象とし、その抄録（書誌＋遺跡情報）と全文データを収録します。埋蔵文化財に関するその他の報告書、ニュースレター、パンフレットなどの登録は発行主体のご判断にお任せします。ただし内容によっては、事後個別にご相談する場合があります。

（3）登録ファイルの仕様

登録ファイルは原則として PDF 形式のファイルとします。下記事項にご留意ください。

・1ファイルのサイズ上限は100MB。事前に 100MB 未満に圧縮するか、ファイルを分割すること。
・1つの報告書データに複数ファイルの登録は可能。
・PDF ファイルは OCR 処理が施されているものを使用すること。
・パスワード等によるセキュリティロックはかけないこと。
※既存のコンテンツでは、一部上記の条件から外れたものがあります。

また、今後 PDF ファイルを新たに作成する場合は、事務局で作成した推奨仕様も参考にしてください。なお、報告書に付随するデータ集（エクセルファイル）等がある場合は、あわせて登録可能です。

（4）動作環境（対応ブラウザ）

総覧の登録画面操作は以下の Web ブラウザ及びバージョンで行ってください。その他の環境では正常に動作しない場合があります。

・FireFox（20 以降） ・Google Chrome（25 以降） ・Internet Explorer（10 以降） ・safari（5.1 以降）

2. 登録画面の案内

(1)ログイン方法

全国遺跡報告総覧　URL: http://sitereports.nabunken.go.jp/

TOP 画面左下部の「スタッフログイン」をクリックし、ログイン画面を開いてください。発行された「ユーザ名」と「パスワード」を半角英数字で入力し「Log in」をクリックしてください。

(2)ログイン後の画面

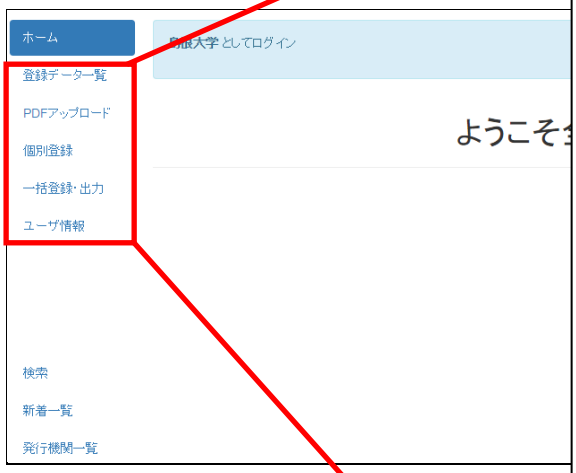

■登録用メニュー

登録データ一覧

これまでに登録したデータを一覧表示します。一度登録したデータの修正もここで行います。

PDF アップロード

報告書の PDF ファイルをアップロードします。

個別登録

報告書の抄録データを登録します。事前に PDF ファイルのアップロードが必要です。

一括登録・出力

報告書の抄録データを TSV ファイルで一括登録します。多くの報告書をまとめて登録する場合に便利な機能です。

※PDF ファイルを一括登録する機能はありません。

ユーザ情報

各報告書の詳細ページに、登録機関 HP へのリンクを設定することができます。ロゴの表示サイズは縦 35px 横 120px です。

3. 個別登録

（1）PDFファイルのアップロード

「PDF アップロード」で、「ファイルを選択」をクリックして該当のファイルを選択した後、「アップロード」ボタンをクリックします。登録が完了した PDF ファイルは画面下部に表示されます。PDF ファイルのアップロードは 1 件ずつですが、アップロードした複数のファイルを溜めておくことは可能です。

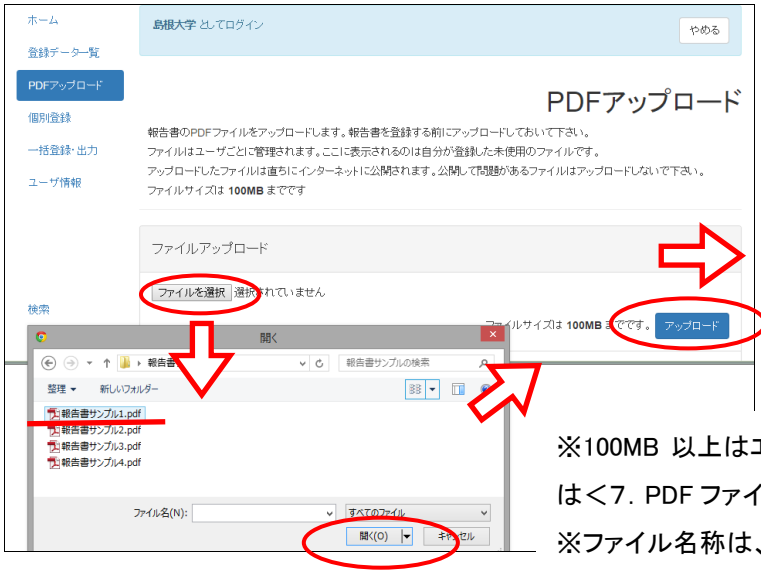

※100MB 以上はエラーとなります。ファイルの圧縮・分割については＜7. PDF ファイルの圧縮・分割＞をご参照ください。

※ファイル名称は、登録（公開）時に自動でリネームされます。

（2）抄録データの登録と公開

「個別登録」メニューから報告書の抄録データを入力します。

項目の内容は報告書巻末に記載する抄録データに準拠しています。項目名が赤字になっているものは必須項目です。また、遺跡名は遺跡情報を入力する場合に必須となります。利便性向上のため、その他の項目も出来るだけ入力するようにしてください。

画面下部の「保存」をクリックすると登録が完了し、総覧上で即時公開されます。なお、利用画面上で表示される表紙画像は、翌日反映となります。入力にあたっての諸注意は次ページ以降で説明しますが、詳細は以下の資料も必要に応じてご参照ください。

・『遺跡情報交換標準の研究』（奈良文化財研究所） －報告書抄録データベース・遺跡データベースにおける入力規則

・『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（報告）』（文化庁） －報告書抄録《記載要領》

■各入力項目の説明

1)PDF ファイル※必須

事前にアップロードした PDF ファイルから該当のものを選びます。2 つ以上選ぶ場合は、入力ボックス右の「下に追加」をクリックしてください。

2)書名、書名かな※必須

報告書の書名及びかなを入力します。

書名の一部を入力し、入力ボックス右の「CiNii Books」をクリックすると、国立情報学研究所が提供している目録データベースで候補を探すこともできます。候補の中で該当するものがあれば選択して「使用する」をクリックすると、書名のほか、いくつかの項目が入力画面に流し込まれます(一部修正が必要な場合があります)。

3)副書名

副書名を入力します。

4)巻次

巻次を入力します。第、号、巻、冊、集などは省略します。また、ローマ数字、漢数字も全て半角アラビア数字で入力します。「-」は使用可能です。

5)シリーズ名、シリーズ番号

シリーズ名は省略せず記入してください。シリーズ番号は、第、号、巻、冊、集などは省略します。また、ローマ数字、漢数字も全て半角アラビア数字で入力します。「-」は使用可能です。

例)○○県発掘調査報告書 第 123 集 ⇒シリーズ名:○○県発掘調査報告書、シリーズ番号:123

6)編著者名※必須

姓名を分けて入力します。著者が個人でなく組織である場合は、姓の欄にまとめて入力してください。また、著者が複数いる場合は、「下に追加」をクリックし追加してください。

なお、編著者名は、例言や序に書いてある場合が多いので、抄録がない報告書の場合などはそちらも参考に入力してください。

7)編集機関、発行機関

それぞれ正式名称を入力します。(財)などの省略表現は用いないでください。複数ある場合は、「下に追加」をクリックし追加してください。

8)発行年月日

西暦の半角数字 8 桁で入力します。年月までしか分からない場合は、日付部分は 00 を入力します。

例)平成 27 年 3 月 12 日⇒20150312　2013 年 12 月⇒20131200

※発行年も含め、発行年月日が全く不明の場合は空欄のままとしてください。

9)作成機関 ID

作成機関所在地の全国地方公共団体コードを入力します。市町村統合によりコードが変わっている場合も、報告書発行時点のコードを入力してください。6 桁目はチェックデジット(検査数字)ですので、先頭 5 桁を使用します。 参考サイト)自治体コード検索 http://jichitai.ajtw.net/

10)郵便番号

郵便番号を 7 桁の半角数字で入力します。 ハイフンは除いてください。例)6908504

11)電話番号

発行時点での発行機関の電話番号を入力します。かっこやハイフンは除きます。

12)住所

発行時点での発行機関の住所を入力します。

13)キーワード

特に入力の必要はありません。

※重複登録を防ぐため、書誌項目の重複チェックを行っています。書名、副書名、巻次、シリーズ名、シリーズ番号、発行機関、発行年のいずれかが異なる必要があります。

14）報告書種別※必須

報告書種別を選択します。

a01.報告書・概報・要覧／b01.年報・紀要・研究論集・市史研究等・文化財だより／b02.配布資料・講演会資料集・ガイドブック／b03.図録／b04.遺跡地図・分布地図／b05.その他

15）所蔵大学（NCID）※別添マニュアル有

NCID は、国立情報学研究所が提供している目録データベース（CiNii Books）上の書誌レコード ID です。新規発行の報告書の場合、CiNii Books 上にまだレコードが存在しないことも多いため、入力は任意です。 例）BB05211525

16）JP 番号※別添マニュアル有

国立国会図書館が全国書誌収録対象の書誌データ 1 件 1 件に付与している全国書誌番号（JP 番号）を入力するためのフィールドです。国立国会図書館サーチで確認できます。

17）備考

特に入力の必要はありません。

18）遺跡名※必須

遺跡名を入力します。第 2 次調査についてなら「〇〇遺跡　第 2 次」と記述します。

※遺跡情報は必ず、遺跡別に分け、複数遺跡を 1 項目として記入するのは避けてください。

悪い例）〇〇遺跡・〇▼遺跡・■×遺跡・△▲遺跡

19）遺跡名かな

遺跡名のふりがなをひらがなで入力します。「第 2 次」などは含めませんが、遺跡内の地区名は含めて記述してください。

20）本内順位

同一報告書内で複数の遺跡が記述されている場合、当該遺跡が報告書内で記述されている順番を入力します。

21）遺跡所在地、所在地ふりがな

遺跡の所在地及びふりがなを入力します。英字や数字はそのまま記述してください。

22）市町村コード

遺跡所在地の全国地方公共団体コードを入力します。市町村統合によりコードが変わっている場合も、報告書発行時点のコードを入力してください。6 桁目はチェックデジット（検査数字）ですので、先頭 5 桁を使用します。

23）遺跡番号

半角英数字、ハイフン等のみで記入してください。

24）北緯・東経（日本測地系、世界測地系）

抄録に記載されている北緯（6 桁）、東経（7 桁）の数字を半角で入力してください。いずれかの測地系で入力します。

25）調査期間

調査期間（西暦 8 桁）をハイフンでつなぐ形で入力してください。複数ある場合は、「下に追加」をクリックし追加してください。 例）19980101-19980615

26）調査面積

平方メート単位で数字のみで入力します。例）1,300㎡⇒1300

27）調査原因

調査原因を入力します。個人情報等が入らないように注意してください。

28）種別

集落、洞穴、貝塚など、遺跡の種別を記入してください。複数ある場合は、「下に追加」をクリックし追加してください。

29）主な時代

「時代」は省略し、主な時代を「+」でつないで入力します。例）縄文+弥生+古墳

30）主な遺構・遺物

検出された主な遺構や遺物をそれぞれ「+」でつないで入力します。

31）特記事項

遺跡の概要について、特に注記するべき事柄があれば入力します。

32）抄録

報告書抄録記載の内容を転記します。

4. 一括登録

報告書の抄録データ（書誌情報・遺跡情報）は、「一括登録・出力」で複数件のデータをまとめて登録できます。数十件をまとめて登録する場合などに活用ください。なお、この場合も PDF ファイルは事前に 1 件ずつアップロードしておく必要があります。

まず、「一括登録用のサンプルファイルのダウンロード」でひな形を取得します（文字コード：UTF-8）。ダウンロードしたファイルは、いったんメモ帳などのテキストエディタで開きます（そのままエクセルなどで開くと文字化けすることがあります）。

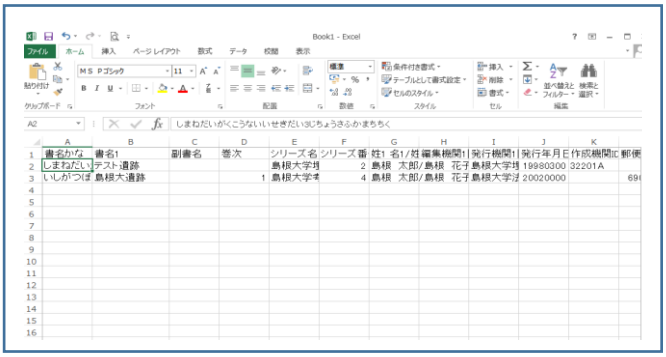

データの入力は、テキストエディタ上で全体を選択した後（Windows の場合 Ctrl+A）、エクセル等に貼り付けてから編集します。1 行目はそのまま残し、2 行目以降に各項目を入力してください。

エクセル等での編集後は、再度全体を選択し、元のテキストファイルに貼り付け保存してください。

操作画面に戻り、「ファイルを選択」から編集済みのテキストファイルを選択し、「更新のテスト」をクリックします。

アップロードが成功すると、画面にデータが表示されます。問題なければ右上の「登録」をクリックすると登録が完了し、データも即時公開されます。

■一括登録する際の注意事項

・一括登録できるのは 100 件までです。それ以上の場合は、テキストファイルを分けてください。
・必須項目は必ず入力してください。（P.3～5 参照）
・1 冊の報告書に複数件の遺跡情報が含まれる場合、行を分けて記入する必要があります。その場合、2 件目以降の「本内順位」より前の列については、1 件目と同じ内容を入力してください。
・一つの抄録データに複数の PDF ファイルが付属する場合は、最終列「ファイル名.pdf」欄に「|」（たて棒）で区切ります。同様に、編集機関、発行機関、（遺跡）種別が複数ある場合も「|」で区切ってください。
・編著者名が複数ある場合、「姓 1　名 1/姓 2　名 2」のように姓と名の間は半角スペース、1 件目と 2 件目の間は「/」（スラッシュ）で区切ってください。

・総覧に登録される様々な種類の資料を適切に仕分けするため、報告書種別を新たに設けています。一括登録用のテキストファイルの「報告書種別」には、コード値のみを半角英数字で入力してください。

a01.報告書・概報・要覧（発掘調査・遺跡整備・復元工事） ⇒a01

b01.年報・紀要・研究論集・市史研究等・文化財だより ⇒b01

b02.配布資料（現地説明会・展示解説・発表要旨）・講演会資料集・ガイドブック ⇒b02

b03.図録 ⇒b03

b04.遺跡地図・分布地図 ⇒b04

b05.その他（古文書・景観等の関係資料・機関概要） ⇒b05

5. データ修正・削除

一度登録したデータを修正する場合は、「登録データー覧」をクリックします。次の画面で修正したい報告書を選択すると詳細画面に遷移します。「修正」をクリックすると各項目が編集可能となります。

修正後、画面下部の「保存」をクリックすると修正内容が即時反映されます。

また、データ自体の削除は左下の「削除」から可能ですが、いったん公開したデータはやむを得ない事情がある場合を除き、削除しないようにしてください。

6. 一括修正

複数のデータを一括修正する場合は、「一括登録・出力」メニューを使用します。「自分が作成したデータのダウンロード」し、ファイルをエクセル等で編集した後、編集済テキストファイルを「TSV 一括登録」>「更新のテスト」からアップロードしてください。既存データが上書きされます。

主な注意点は「4. 一括登録」と同じですが、特に以下の点にご注意ください。

・1度に一括修正できるのは 100 件までです。
・サーバ負荷の問題から、修正が不要なデータは行ごと削除し、修正するものだけアップロードしてください。

7. PDF ファイルの圧縮・分割

100MB を超えるファイルは全国遺跡報告総覧に登録できません。ここでは、Adobe Acrobat を使ったデータ圧縮法をご紹介します。Adobe Acrobat＞アドバンスト」メニュー＞「PDF の最適化」で、画像種類に応じて次の処理を行います。

・カラー画像

ダウンサンプル：ダウンサンプル（バイキュービック法）150ppi、次の解像度を超える場合：150ppi
圧縮：JPEG、画質：低

・グレースケール画像

ダウンサンプル：ダウンサンプル（バイキュービック法）150ppi、次の解像度を超える場合：150ppi
圧縮：JPEG、画質：低

・白黒画像

ダウンサンプル：ダウンサンプル（バイキュービック法）300ppi、次の解像度を超える場合：300ppi
圧縮：CCITT Group 4

圧縮後も 100MB 以上となる場合は、100MB 未満になるよう分割します。分割する場合、各ページのサイズは内容により大きく異なるため、ページ数で単純に分けることができません。図版等のカラー写真ページは、文字主体のページに比べサイズが大きくなりますので分割場所にご注意ください。

8. ユーザ情報の登録（URL・ロゴ等）

自機関 HP へのリンクとロゴ画像等を登録することができます（任意）。

ログイン後、左メニューにある「ユーザ情報」から新規登録及び修正ができます。

・URL

自機関（教育委員会、埋文センターなど）のホームページの URL を入力してください。

・ロゴファイル

ロゴ画像をアップロードしてください。ロゴサイズは横 200px × 縦 56px 以下で登録してください。これ以上のサイズでも登録は可能ですが、実際の画面上では横 120px × 横 33px で表示されますので、画像が崩れる可能性があります。

・販売ページ URL

報告書を販売している場合、案内ページの URL を入力することができます。

9. イベント情報の登録

総覧参加機関（自治体、埋文センター、大学等）が主催する各種文化財・歴史・考古学・文化遺産・地域社会等に関するイベントについて、総覧のホームページを通じて PR することができます。

（1）イベント情報の新規登録

ログイン後、左メニューにある「イベント情報登録」をクリックしてください。次に画面右上の「新しいイベント」より、「イベント新規作成ページ」を開きイベント情報を登録していきます。

項目名が赤字になっているものは必須項目です。必ず入力してください。各項目の説明と注意事項は次ページの「■各入力項目の説明」を参照してください。）

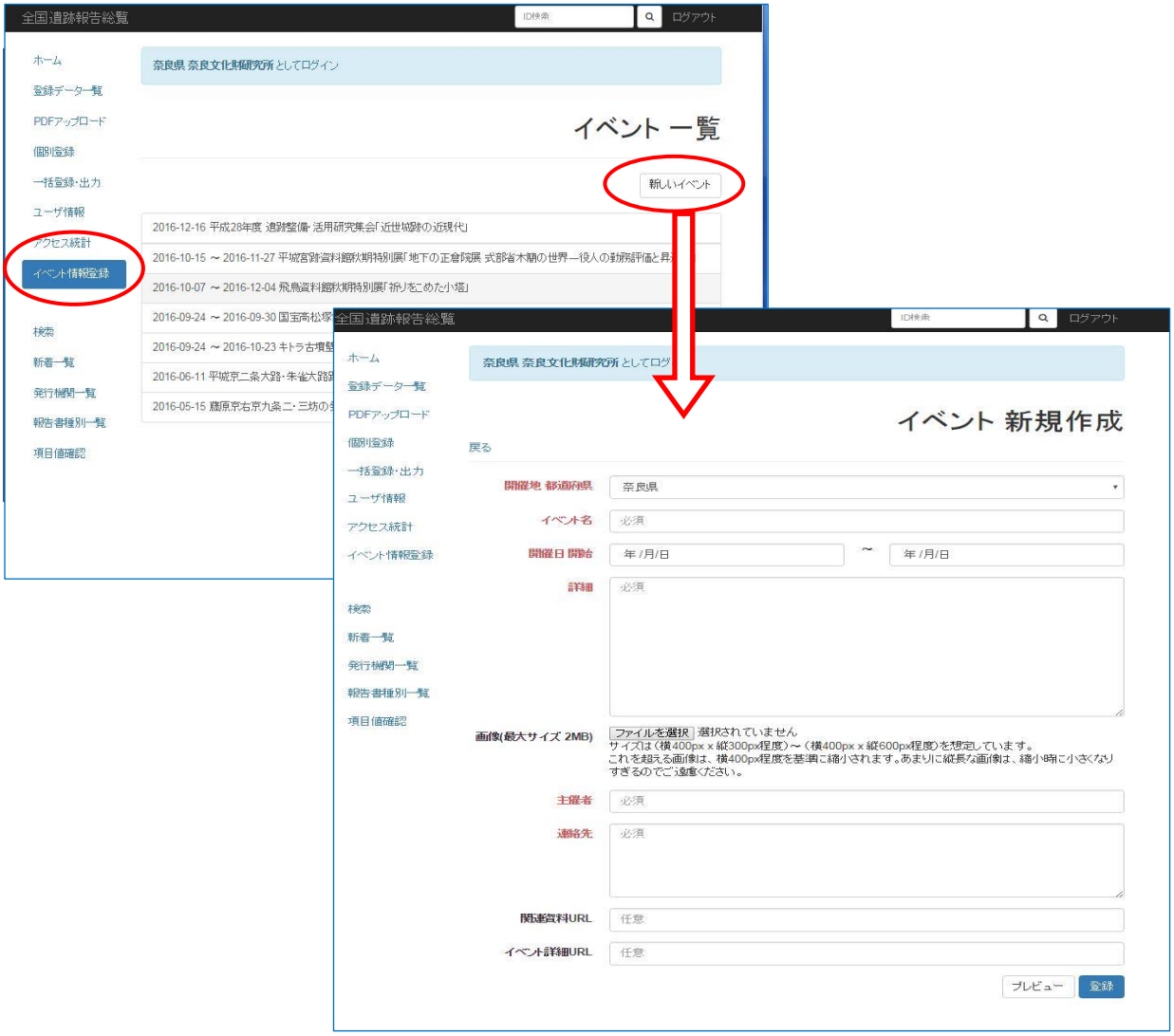

■各入力項目の説明

1）開催地　都道府県　※必須

登録するイベントが開催される都道府県を選択します。

2）イベント名　※必須

登録するイベントの名称を入力します。

3）開催日　開始　※必須

登録するイベントの開催期間を入力します。

1 日のみの開催であっても、イベントの開始日、終了日両方を入力してください。（この場合、開始日終了日ともに同じ日付を入力します。）

4）詳細　※必須

登録するイベントの詳細な内容や、イベント情報を公開するうえで必要な情報を入力します。

5）画像

イベントの告知画像などがあればこちらからアップロードすることができます。アップした画像はイベント情報ページに表示されます。

（画像は jpg のものを使用してください。

ファイルサイズは最大 2MBまで。

画像サイズは（横　400px　x　縦　300px　程度）～（横 400px x　縦 600px 程度）を想定しています。これを超える画像は、横 400px 程度を基準に縮小されます。あまりに縦長な画像は、縮小時に小さくなりすぎるのでご遠慮ください。事前に適宜縮小しておくことをお勧めします。）

6）主催者　※必須

登録するイベントの主催者名を入力します。

7）連絡先　※必須

登録するイベントに関する問い合わせ先を入力します。

8）関連資料URL

登録するイベントに関連する資料がWEBで公開されている場合、こちらに対象となるページのURLを入力しリンクを貼ります。

（総覧に資料が登録されている場合は、総覧内の該当ページにリンクを貼ることもできます。）

9）イベント詳細URL

登録するイベントの情報が掲載されているWEBサイトなどがあれば、こちらにURLを入力しリンクを貼ります。

（閲覧者が直接対象ページに飛べるよう、できるだけサイトトップページではなく、該当ページのURLを入力するようにしてください。）

イベント情報を全て入力し終わったら、情報の登録を行います。まず、画面右下の「プレビュー」ボタンを押してプレビュー画面を表示させ、登録内容を確認してください。

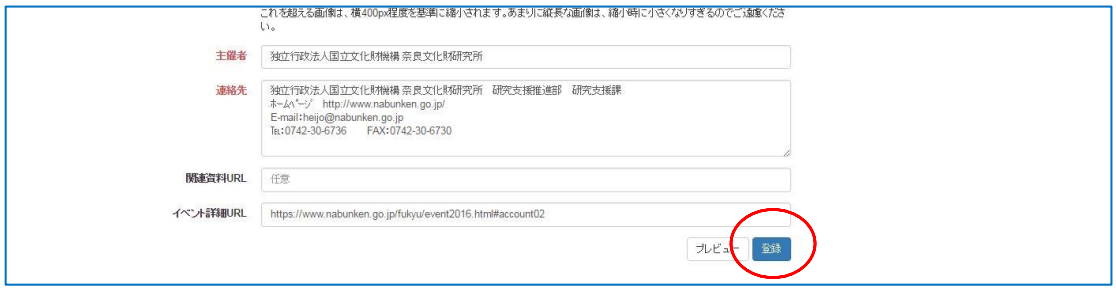

内容に誤りがなければ同じく画面右下の「登録」ボタンを押してイベント情報を登録します。以下のような画面が出たら登録完了です。

(2)イベント情報の修正

登録した情報を修正したい場合は以下の方法で修正してください。「イベント情報登録」メインメニュー、「イベント一覧」に表示されているイベントから修正したいイベントを選択します。

登録内容が表示されたら右下の「修正」ボタンを押して修正ページを開き、内容を修正し再度登録を行ってください。

全国遺跡報告総覧に入力するJP番号の探し方

2017.8

国立国会図書館や参加公共図書館の所蔵をさがすことができるのが国立国会図書館サーチです。
JP番号(全国書誌番号)を探す際には、この国立国会図書館サーチ(以下、サーチ)を使用します。

◆準備

探したい資料の本そのものか、そのPDF
インターネットに接続できるパソコン

1-1 以下のURLにアクセスし、詳細検索をクリックします
http://iss.ndl.go.jp/

1-2 データベースを「国立国会図書館蔵書」「NDLデジタルコレクション」のみ、チェックを入れます。

1-3 書名を入力し、検索をクリックします。

検索に入れる書名について

入れる語句によっては検索ででないことがあります。

※タイトルの項目で検索する場合、サーチで注記記載の語句はでてきません

2次・Ⅳ等の数字を外す、単語をスペースで区切る、などしてください。

例)

「○○遺跡第2次発掘調査報告書」　→　「○○遺跡」　「○○遺跡　報告」

「△△調査概報3　□□古墳」　→　「□□古墳　調査」

「☆☆市発掘調査報告書8　□□古墳」　→　「☆☆市発掘調査報告書　8」

1-4 検索結果から、書名をクリック

2-1 表示された情報と手元の資料が同じものか確認します。

政府刊行物

高所寺池発掘調査報告

文化財研究所奈良文化財研究所 [著]

詳細情報

タイトル：**高所寺池発掘調査報告**
著者：文化財研究所奈良文化財研究所 [著]
著者標目：奈良文化財研究所
出版地(国名コード)：JP
出版地：奈良
出版社：文化財研究所奈良文化財研究所
出版年：2006
大きさ、容量等：91p 図版9p, 43p ; 30cm + 図1枚 (袋入)
注記：藤原宮および藤原京左京七条二坊の調査
ISBN：4902010399
JP番号：21085395
出版年月日等：2006.3
件名(キーワード)：橿原市--遺跡・遺物
NDLC：GB121
NDC(9版)：210.0254：日本史
対象利用者：一般
資料の種別：図書
資料の種別：政府刊行物
資料の種別：官公庁刊行物
言語(ISO639-2形式)：jpn：日本語

高所寺池発掘調査報告
—藤原宮および藤原京左京七条二坊の調査—
独立行政法人文化財研究所
奈良文化財研究所
2006

表紙

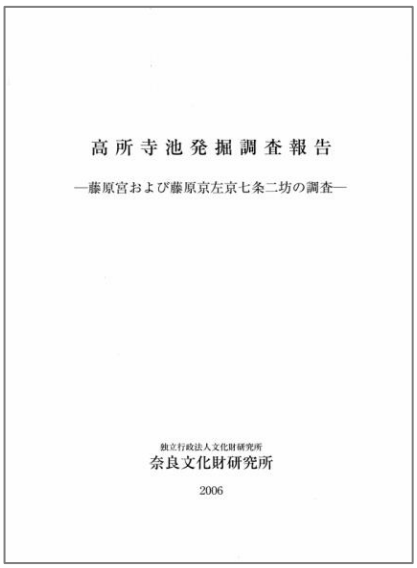

高所寺池発掘調査報告
—藤原宮および藤原京左京七条二坊の調査—
独立行政法人文化財研究所
奈良文化財研究所
2006

標題紙

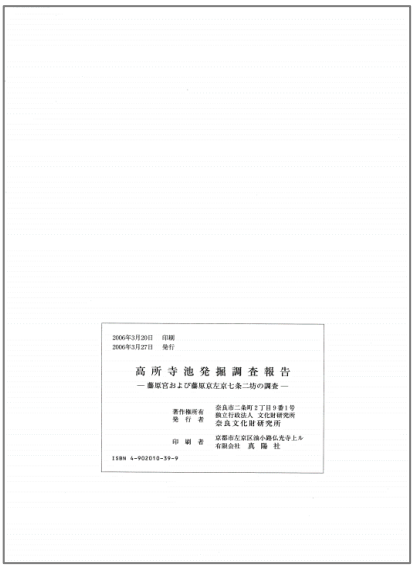

奥付

2-2 同じものであるか判断するには、最低限、以下が同じであることを確認してください。

書名・副書名が同じであるか
発行機関が同じであるか
発行年が同じであるか

サーチの書誌事項は、基本的に上記の「表紙」「標題紙」「奥付」「背」より情報をとります。
基本的な情報以外は注記に入っていることが多く、注記はタイトル検索の対象外です。
「簡易検索」では注記も検索対象になりますが、データベースを選ぶことができないため、
JP番号がないデータもでてくるので注意が必要です。

3-1　同じであると判断できた場合、
　　画面中央あたりのJP番号を全国遺跡報告総覧に入力します

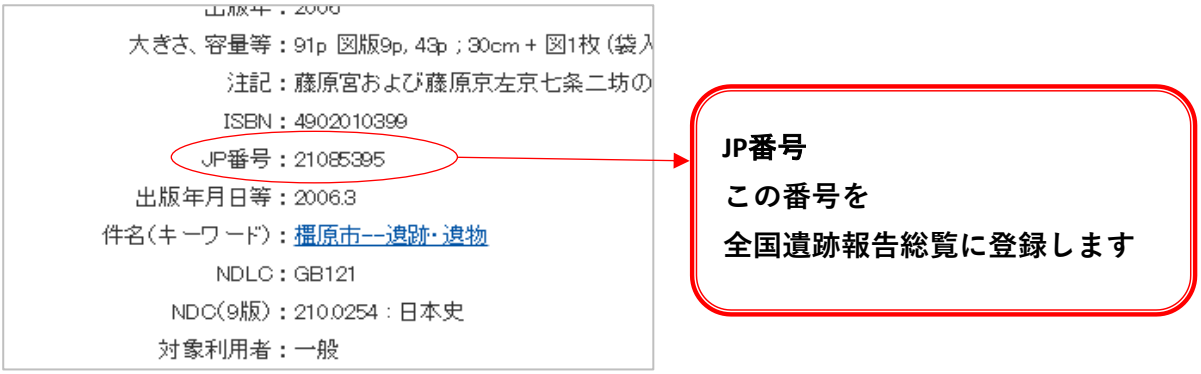

※同じか、判断に迷う場合は、全国遺跡報告総覧に入力はしないで空白のままにしてください。
※JP番号が見つからない場合、全国遺跡報告総覧に入力はしないで空白のままにしてください。

※JP番号は図書か雑誌かの、どちらかの番号しかありません。

例1　『 奈良国立文化財研究所学報 第23冊 平城宮発掘調査報告6』のJP番号を探します　(図書の例)

1-3　「 奈良国立文化財研究所学報　23」を入れて検索します

1-4　書名をクリックします

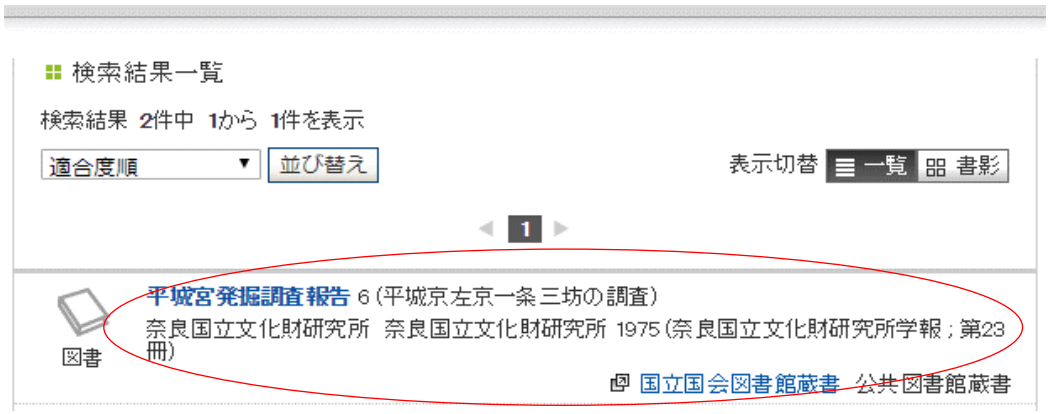

2-1　『奈良文化財研究所紀要2001』の情報(表紙・標題紙・奥付・背)と表示された情報を確認します

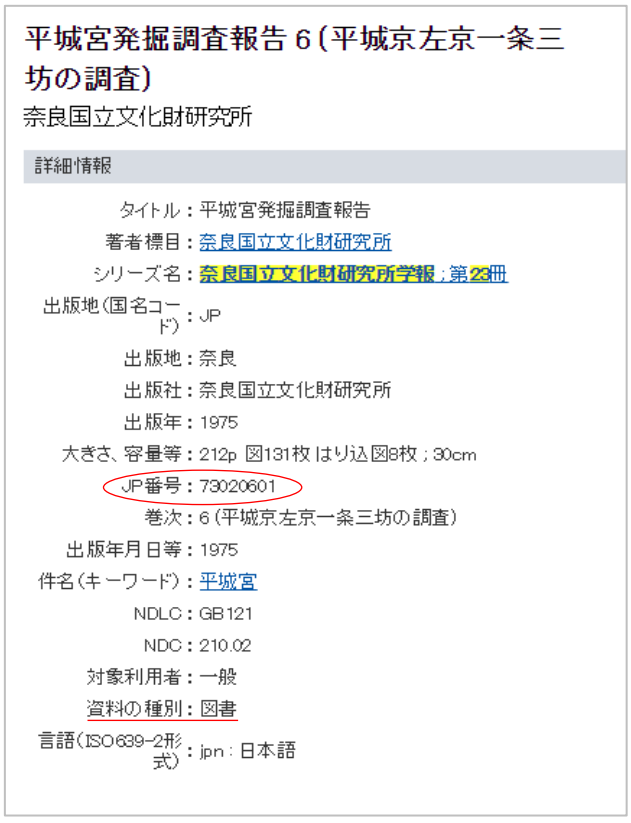

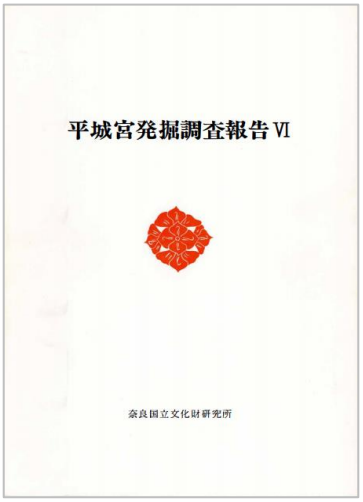

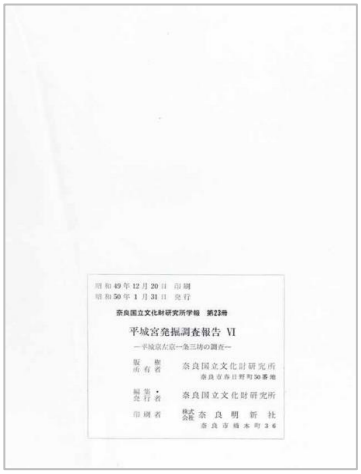

同じである場合、全国遺跡報告総覧に73020601を入力します。

例2　『奈良文化財研究所紀要2001』のJP番号を探します　(雑誌の例)

1-3　「奈良文化財研究所紀要」を入れて検索します

1-4　書名をクリックします

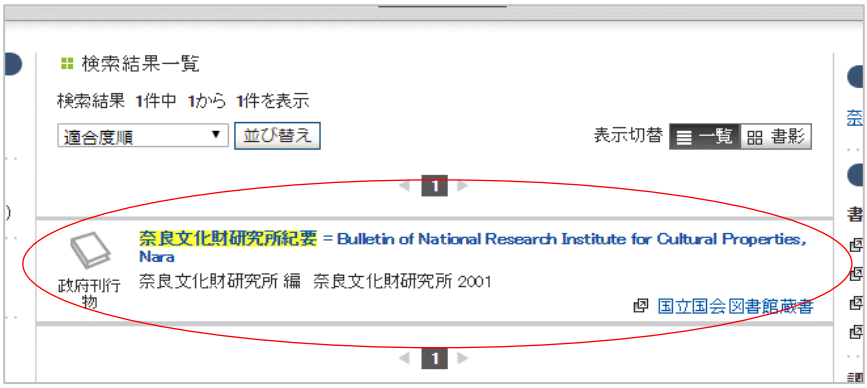

2-1　『奈良文化財研究所紀要2001』の情報(表紙・標題紙・奥付・背)と表示された情報を確認します

奈良文化財研究所紀要 = Bulletin of National Research Institute for Cultural Properties, Nara

奈良文化財研究所 編

詳細情報

タイトル	奈良文化財研究所紀要 = Bulletin of National Research Institute for Cultural Properties, Nara
著者	奈良文化財研究所 編
著者標目	奈良文化財研究所
出版地(国名コード)	JP
出版地	奈良
出版社	奈良文化財研究所
出版地	奈良
出版社	国立文化財機構奈良文化財研究所
出版年	2001
大きさ、容量等	冊 ; 30cm
注記	雑誌記事索引採録あり
注記	国立国会図書館雑誌記事索引 (2001) 2001～
注記	並列タイトル変遷:Bulletin of National Research Institute for Cultural Properties, Nara (2001) → Bulletin / National Research Institute for Cultural Properties, Nara (2002-2006)→ Bulletin / Nara National Research Institute for Cultural Properties (2007-)
注記	2001-
ISSN	13471589
JP番号	00118849
ISSN-L	13471589
別タイトル	Bulletin of National Research Institute for Cultural Properties, Nara
別タイトル	Bulletin of National Research Institute for Cultural Properties, Nara
別タイトル	Bulletin
別タイトル	Bulletin
別タイトル	Nara Bunkazai Kenkyuujo kiyou
著者別名	National Research Institute for Cultural Properties, Nara
著者別名	Nara National Research Institute for Cultural Properties
著者別名	Nara National Research Institute for Cultural Properties
著者別名	National Institutes for Cultural Heritage. Nara National Research Institute for Cultural Properties
出版年月日等	2001-
NDLC	ZK1
資料の種別	雑誌
資料の種別	政府刊行物
資料の種別	官公庁刊行物
刊行巻次	2001-
刊行頻度	年刊
刊行状態	継続刊行中
改題前(URI形式)	継続前誌 : 奈良国立文化財研究所年報 = 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部 編
言語(ISO639-2形式)	jpn : 日本語

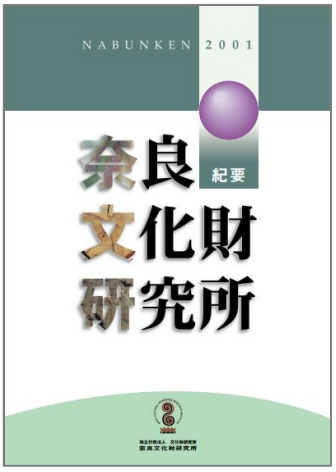

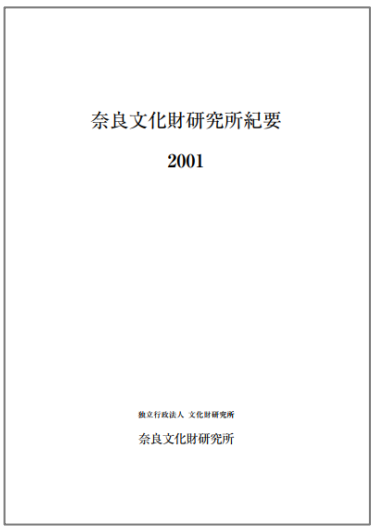

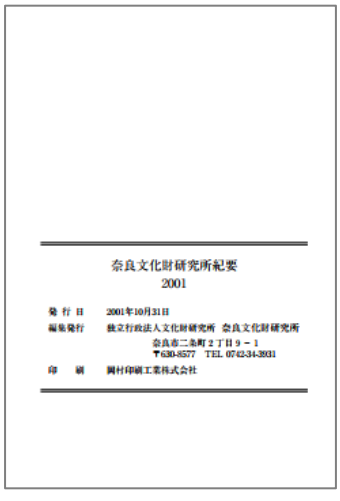

3-1　同じである場合、全国遺跡報告総覧に00118849を入力します。

全国遺跡報告総覧に入力するNCIDの探し方

2017.8

大学図書館や参加機関の所蔵をさがすことができるのがCiNii Booksです。
NCIDを探す際には、このCiNii Books(以下、CiNiiとします)を使用します。

◆準備

探したい資料の本そのものか、そのPDF
インターネットに接続できるパソコン

1-1 以下のURLにアクセスします
http://ci.nii.ac.jp/books/

1-2　「図書・雑誌検索」「すべての資料」であることを確認して、書名を入力します。

検索に入れる書名について

入れる言葉によっては検索ででないことがあります。

2次・Ⅳ等の数字を外す、単語をスペースで区切る、などしてください。

例)

「○○遺跡第2次発掘調査報告書」　→　「○○遺跡」　「○○遺跡　報告」

「△△調査概報3　□□古墳」　→　「□□古墳　調査」

「☆☆市発掘調査報告書8　□□古墳」　→　「☆☆市発掘調査報告書　8」

1-3　検索結果から、書名をクリック

2-1　表示された情報と手元の資料が同じものか確認します。

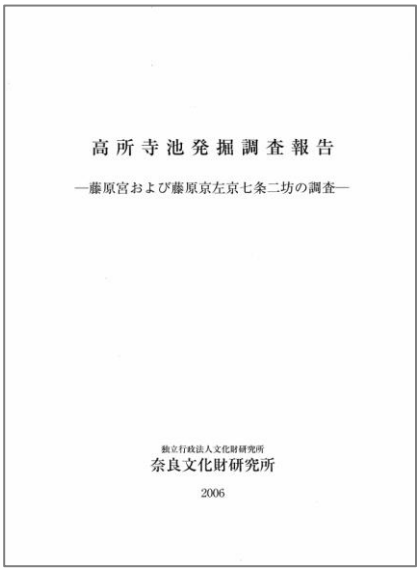

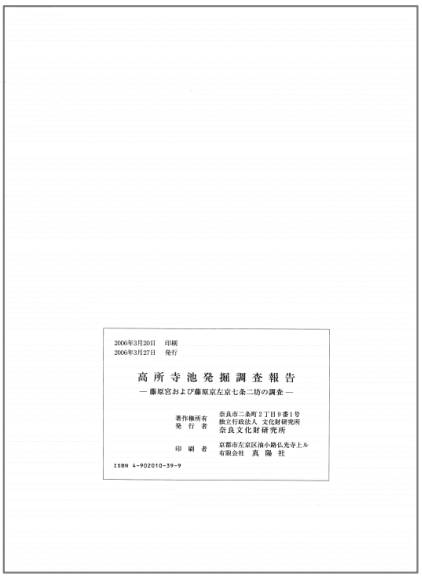

同じものであるか判断するには、最低限、以下が同じであることを確認してください。

書名・副書名が同じであるか
発行機関が同じであるか
発行年が同じであるか

CiNiiの情報については、 p７「CiNiiの注意点」をご覧ください。

3-1　同じであると判断できた場合、
　　画面右上のNCID(NII書誌番号)を全国遺跡報告総覧に入力します

※同じか、判断に迷う場合は、全国遺跡報告総覧に入力はしないで空白のままにしてください。
※NCIDがない場合、全国遺跡報告総覧に入力はしないで空白のままにしてください。

※図書のNCID・雑誌のNCIDの、片方もしくは両方のNCIDを保持している場合があります。

例1　『奈良文化財研究所紀要2001』のNCIDを探します　(図書のNCIDの場合)

1-2　「奈良文化財研究所紀要」を入れて検索します

1-3　上の書名をクリックします

2-1　『奈良文化財研究所紀要2001』の情報(表紙・標題紙・奥付・背)と表示された情報を確認します

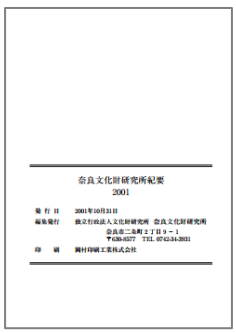

3-1　同じである場合、全国遺跡報告総覧にBA67898227を入力します。

例2　『奈良文化財研究所紀要2001』のNCIDを探します　（雑誌のNCIDの場合）

1-2　「奈良文化財研究所紀要」を入れて検索します

1-3　下の書名をクリックします

3-1　『奈良文化財研究所紀要2001』の情報(表紙・標題紙・奥付・背)と表示された情報を確認します

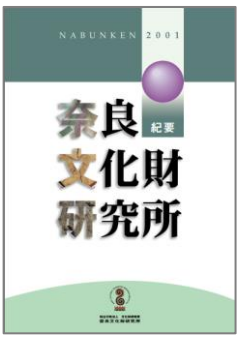

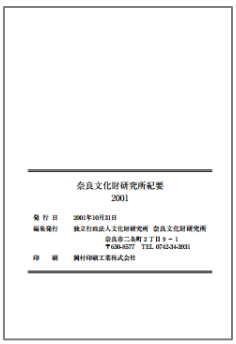

3-1　同じである場合、全国遺跡報告総覧にAA11597341を入力します。

参考

CiNiiの注意点

表紙

標題紙(中表紙・扉)

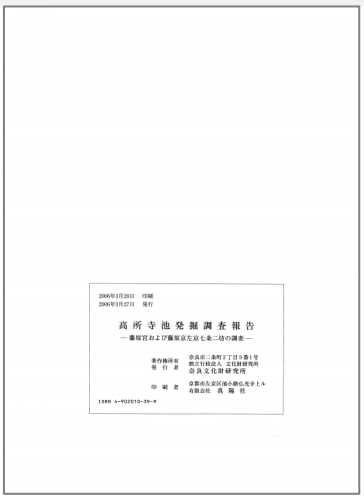

奥付

CiNiiの書誌事項は、基本的に上記の「表紙」「標題紙」「奥付」「背」より情報をとります。
抄録記載の内容は入っていないか、注記(HP下部)にあることが多いです。
標題紙が、表紙や奥付と異なる場合は、標題紙が書名の可能性があるので検索してください。
書誌事項の項目の順番

※ CiNiiの書誌事項としての項目です。
各項目はあくまでも目安です。書名がシリーズ名や注記に入っていることもあります。
CiNiiの書誌事項や注記などをよく確認してください。

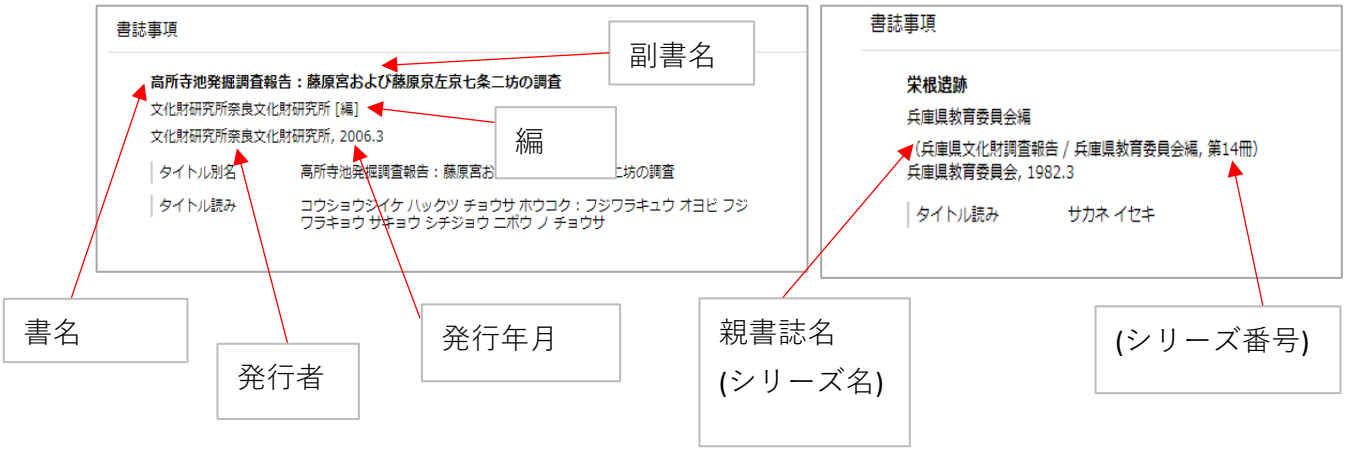

NCIDは、図書のNCIDと雑誌のNCIDがあります。
また、図書のNCIDと雑誌のNCIDの両方がある資料もあります。

図書のNCID

Bで始まります
検索結果の書名の左のアイコンが青色です。

雑誌のNCID

Aで始まります
検索結果の書名の左のアイコンが黄色です。

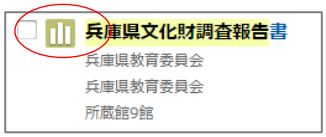

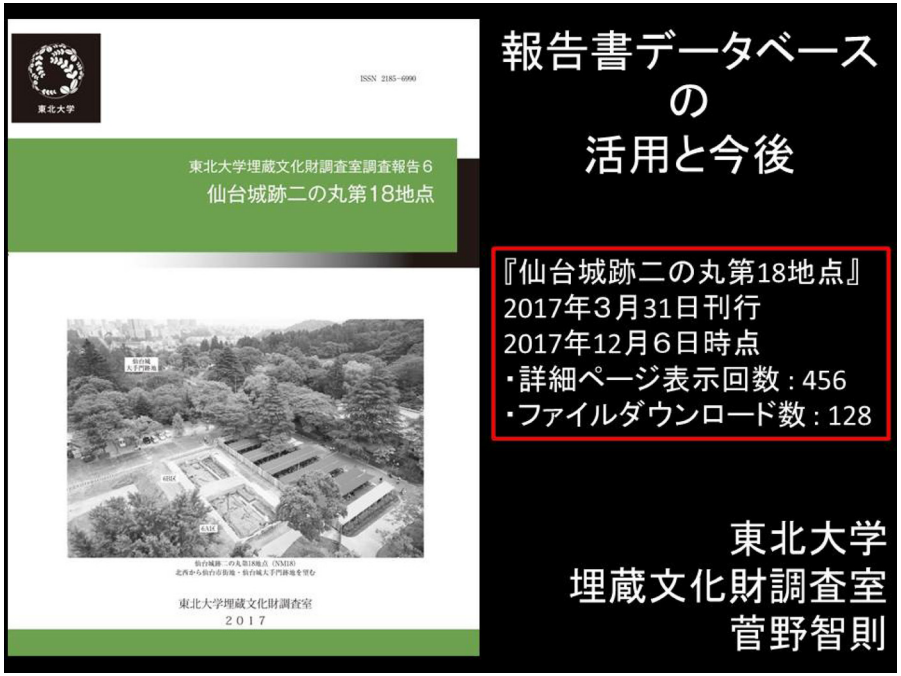

報告書データベースの活用と今後

『仙台城跡二の丸第18地点』
2017年3月31日刊行
2017年12月6日時点
・詳細ページ表示回数：456
・ファイルダウンロード数：128

東北大学
埋蔵文化財調査室
菅野智則

スライド01

1．遺跡発掘調査報告書の配布

①納本制度

国内で発行された全ての出版物は、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）により発行後直ちに国会図書館に定められた冊数を納付する義務が定められている。

官公庁出版物納入義務の範囲
国の諸機関及びそれに準ずる法人。
地方公共団体の諸機関及びそれに準ずる法人。

納入する冊数（地方公共団体の諸機関及びそれに準ずる法人）
都道府県（政令指定都市を含む。）の諸機関　5冊
市（政令指定都市を除き、特別区を含む。）の諸機関　3冊
町村の諸機関　2冊

納本すれば、確実に登録され「国立国会図書館蔵書検索・申込みシステムNDL-OPAC」から検索できる。

スライド02

スライド03

②報告書配布

・報告書は、「関係の地方公共団体・文化財関係調査機関・図書館・博物館・大学等へ配布し、発掘調査の成果を国民が広く共有し、活用できるような措置を講ずる必要がある」（文化庁文化財記念物課監修2010『発掘調査の手引』同成社）。

・大学図書館等では、登録され公開されるので、検索して各地の大学図書館等に所蔵されているのであれば、複写・貸借等が可能。

・地方自治体の図書館でも、他の図書館（国会図書館等）から借り出すことも可能な場合もある。博物館等でも閲覧あるいは複写が可能である場合もある。

・登録・公開が確実な機関に配布することにより、「公式ルート」で利用することは可能になる。
・これらの機関に配布されていない報告書は、存在しているのかさえも不明となってしまう場合もある。

スライド04

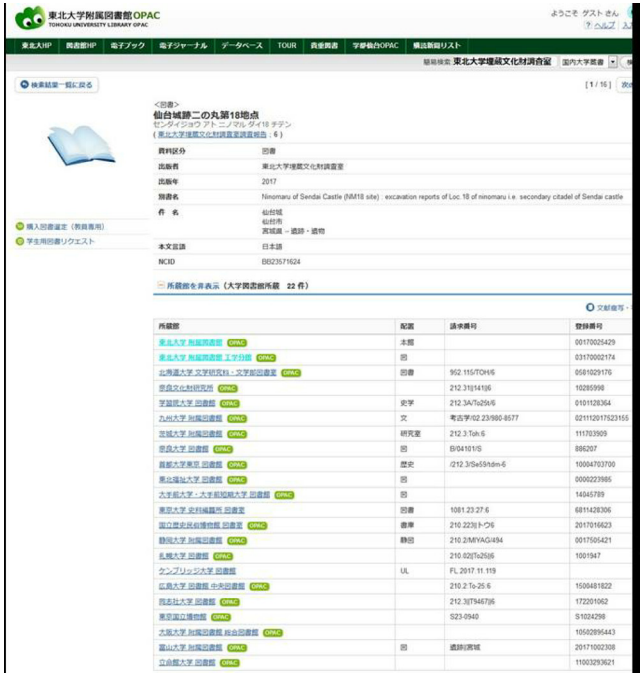

・「東北大学埋蔵文化財調査室」で検索し、『仙台城跡二の丸第18地点』を表示。

・ここに表示されている図書館から、大学図書館を通じて、大体は借り出しすることができる。

・「NACSIS-ILL」システム。参加数1095機関のほか、海外の締結機関等が参加している。

スライド05

③公的機関への納本を

・報告書は、いわゆる「灰色文献」と呼ばれる存在であり、「流通経路が不明確で、通常の出版物のルートにのらず、入手が難しい資料」として捉えられる(図書館用語辞典編集委員会編2004『最新図書館用語大辞典』柏書房)

・まずは、国会図書館等の納本された報告書を確実に登録する公的機関への配布により、書誌情報を掲載させる(「存在する」ということを示す)。その上で、活用・分散保存を図る。

・ちなみに、一般流通させるためには、ISBN(国際標準図書番号)等をつける必要があるが、その取得・運用には費用が必要である。国会図書館・大学図書館に納本することで、JP番号(国会図書館)およびNCID(国立情報学研究所)が付く。

登録・公開をきちんと行っている公的機関への紙媒体の配布は、必要最低限のことである。このことを踏まえた上での、全国遺跡報告総覧の利活用であることは確認しておきたい。

スライド06

2. 東北大学埋蔵文化財調査室の活動内容

経緯

東北大学では、附属図書館が平成21年度からこの事業に参加してきた。その後、図書館の依頼を受け、文学研究科考古学研究室と埋蔵文化財調査室もその活動に協力してきた。そして、平成28年度に附属図書館から依頼を受け、さらに本事業を推進してきた。

これまでの当室の活動内容

・図書館担当者に適切な連絡先を提供する。
・問い合わせがある場合は適切に対応する。
・図書館担当者と共に教育委員会担当者に説明をしに行く。
・pdfデータを代行してアップロードする。

現在の主な活動内容

・pdfデータを代行してアップロードすることが主体。

今後は、セルフアーカイブの補助的役割となることを想定しているが、段階的な移行期間等も必要だと考える。

スライド07

登録した報告書

・報告書の検索が可能。OCR処理をしていれば文章の検索ができる。
・ダウンロード数も表示されるので、活用を示す実数として利用できる。

スライド08

イベントの広報

・各種イベント等の広報もすることができる。詳細を示す誘導先としても利用できる。

スライド09

全国遺跡報告総覧への誘導

・東北大学埋蔵文化財調査室だよりNo.8 「遺物を後世に残す- 保存処理-」を刊行しました。 ダウンロード（pdf形式 0.4mb）

・9/9青葉山・八木山フットパスづくり「有史以前・以後の青葉山の住人を訪ねる」を実施しました。 詳細は こちら から

・今年刊行した遺跡発掘調査報告書と年次報告が公開されました。

遺跡発掘調査報告書（仙台城跡二の丸第18地点）
ダウンロード（全国遺跡報告総覧） ダウンロード（東北大学機関リポジトリTOUR）

年次報告（本室の2015年度の活動報告）
ダウンロード（全国遺跡報告総覧） ダウンロード（東北大学機関リポジトリTOUR）

・東北大学埋蔵文化財調査室だより
No.5 地下を探る- 発掘調査-
ダウンロード（pdf形式 1.0mb）
No.6 記録をまとめる- 整理作業-
ダウンロード（pdf形式 1.6mb）
No.7 東北大学川内キャンパスの地中に眠る陶磁器
ダウンロード（pdf形式 0.9mb）
構内遺跡の案内は こちら に移動しました。

・東北大学百周年記念会館「川内萩ホール」（アクセス方法）、ギャラリー展示「かわうち今昔物語」の中で、川内キャンパスの発掘調査成果として、パネル解説文、出土遺物が展示されています。

・前年度までのお知らせ

概要	東北大学構内の遺跡	告知（学内向）
設立の経緯	構内の遺跡 これまでの調査	整備計画に際しての注意
調査室の業務	**調査室への案内**	**English**
調査に至る手順 調査の概要 整理作業	埋蔵文化財調査室への案内	introduction
スタッフの紹介	**刊行物**	**リンク**
スタッフの紹介	刊行物の案内 埋蔵文化財調査だより	リンク

東北大学 埋蔵文化財調査室 Archaeological Research office on the Campus, Tohoku University

・自機関のwebのリンク先に全国遺跡報告総覧の該当部分を指定することにより、自機関のwebの構成を省略化する。

全国遺跡報告総覧への登録は、①自前でサーバーを管理する必要がない、②案内先としてそのまま利用できる、というメリットがある。

スライド10

3. 登録にあたって苦労するだろうこと

①登録前の権利関係の整理

昌子喜信　案内「報告書データベースの実務に関わる説明」
＊著作権許諾の手続きを含む

②pdfデータの作成

1. これから刊行するもの

仕様書の中にpdf作成を含んで作成する。その作成基準は、全国遺跡報告総覧に提示されている。
→「印刷物の発掘調査報告書と同等以上の精度をもつ高精度PDFを、そのバックアップとして、当該発掘調査報告書を作成した組織が印刷物とともに保管する必要がある」（『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について2』）とされる高精度のpdfデータ。

2. 既刊の紙媒体の報告書

背表紙を裁断し、Scan Snap（富士通）等を用いて高品位でスキャンし、Adobe社のAcrobatを用いてpdfデータにする。専門の業者に委託することもできる。
→その後の画質・傾き調整（PhotoShop等のレタッチ系のアプリケーションが必要）ソフトやOCR（Optical Character Recognition/Reader）の作業が結構大変。

スライド11

③pdfデータの加工

Adobe社のAcrobatを用いて、高精度のpdfファイルを低精度のものに変換する。その際には、全国遺跡報告総覧の基準に従う。また、1ファイルを100Mに分割する。この作業は簡単。
→Acrobatは購入しておいたほうが良い。

④ネット環境の確保

近年、総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、セキュリティ確保のため「インターネット分離」が進められている。そのため、各部署の端末で自由にネット環境に繋ぐことが困難になりつつある。
→とくに現実的な問題点と考えている。

⑤書誌情報の入力

「報告書抄録」があれば、実際の入力時間はそれほどかからない。一気に登録するよりは、年度ごとに刊行されたものを随時登録していった方が気は楽。

スライド12

4. 報告書の利用-個人的研究での利用-

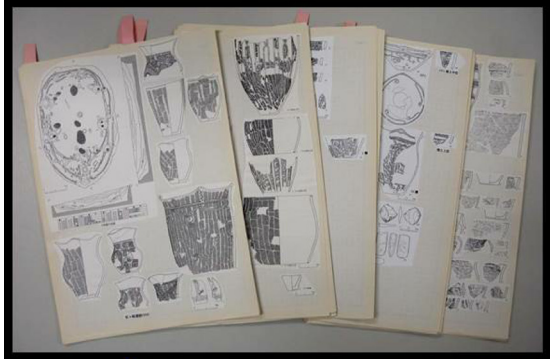

電子化された報告書を利用して個人的に困った事

低解像度のpdfである場合、文章は何とか読めるが、①遺構・遺物図面からの計測が不可能、②遺物の詳細が全く見えず、個人的な利用（二次利用）としての集成図も作成できない。

報告書は、単に「読むもの」ではなく、「使うもの」

「紙媒体の報告書を参照するようにすれば良い」とは言うものの、最初に述べたように部数が少ない紙媒体の報告書を入手することは困難である場合が多い。
→さて、どうするか。低精度pdfの精度を確実に確保することにするのか、ハードウェア、ネット環境が整うまで無理なのか・・。

スライド13

5. 全国遺跡報告総覧を用いた活用事例

・東日本大震災にて、蔵書類やその機関での刊行物の在庫も流されてしまった機関もある。

・被災地支援の一つとして、蔵書類等を含めた研究環境復旧への支援も必要であると考える。

・このような研究環境が無いと、地元文化財の価値を見極めることは困難となる。この様な支援を通じて地域的な拠点の復旧へと繋げたい。

報告書データベースという観点からの支援を考えるならば、
①報告書の活用と、②刊行物の流通
という二つの目的が考えられる。

スライド14

①蔵書代わりとしての活用

復興関連調査の報告書作成作業の際、便宜的に蔵書代わりとして全国遺跡報告総覧を活用する。通常の使い方としては、海外を含む出先でもネット環境があれば利用できる。

②刊行物の流通

刊行した機関の許可を得て、近隣機関・個人・図書館等で所蔵している該当する報告書を、全国遺跡報告総覧に公開する。失われてしまった刊行物を社会に流通させるための手段としても有益。なお、作成した高精度pdfを含むデータは、バックアップとしてその機関に寄贈する。

→当室では、個人・関連機関の皆様のご協力を得て、石巻市と陸前高田市の報告書について作業中。ただ、とくにそのための予算もないため、飛躍的に進んでいるわけではない。

問題。①自由に扱える報告書の現物を所有している人が少ない。②電子化（とくにOCR）の手間。

スライド15

6. 全国遺跡報告総覧の今後

①技術的展開

・今後、紙媒体で提供しているアナログデータ以外のデジタルデータが、報告書として提供される可能性もある（3Dデータやメディアデータ関連等か）。そのような報告書自体の内容の変化があれば、全国遺跡報告総覧の様なデジタルの枠組みが、さらに有効的に活用できる（だろう）。
・コスト的な問題として、高精度データの自由な利用が進むような技術的展開があるのであれば、その後の展開はどうなるのか。

②広域的展開

・日本国内での活用にとどまらず、海外への情報提供へと繋げることもできる。→英文等による抄録も必須となるか。

色々とできることは広がるだろうが、とりあえずは現状の報告書のデジタル化とその公開をスムーズにできる体制作りを進めた方が良い。

スライド16

平成 29 年 12 月 20 日
東北大学

事例報告「秋田市における報告書のデジタル化と公開について」

秋田市立秋田城跡歴史資料館　神 田 和 彦

１　秋田市における報告書のデジタル化と公開状況について

秋田市発行埋蔵文化財関係報告書　116 冊／116 冊
（文化振興課分 65 冊，秋田城跡歴史資料館分 51 冊）
現在発行されている埋蔵文化財関係報告書については，全国遺跡報告総覧で，最新のものまで全部公開。

２　秋田市における報告書デジタル化と公開に至る経緯

（１）報告書 PDF データの作成

平成 14～15 年度秋田市文化財情報公開事業（緊急雇用創出特別基金事業・厚生労働省）
【秋田城跡分】平成 14 年度実施
カラースライド（約 10,300 枚），遺物カード（約 8,000 枚），秋田市教育委員会発行報告書（40 冊），のインデックス作成およびスキャニング作業
【市内遺跡分】平成 15 年度実施
カラースライド（約 16,000 枚），遺物カード（約 9,000 枚），秋田市教育委員会発行報告書（43 冊），のインデックス作成およびスキャニング作業

→　平成 15 年度以前の報告書 PDF は完了。
平成 15 年度以降は，報告書発注の際に，PDF データも納品させるよう仕様書に明記。この頃から DTP が主流になり PDF の生成が容易になっていた。
→　報告書の PDF データが蓄積。

（２）報告書 PDF 公開への経緯・準備作業

①第Ⅰ期：文化振興課発行分の公開

平成 22・24 年度出土遺物再整理事業（緊急雇用創出特別基金事業・厚生労働省）
平成 22 年度『秋田市 地蔵田遺跡（旧石器時代編）』出土遺物再整理事業，正報告書刊行
平成 24 年度『秋田市 下堤 G 遺跡（旧石器時代編）』出土遺物再整理事業，正報告書刊行
→　増刷・販売する手段がない。秋田市 Web ページで PDF および属性表（Excel 表）の公開。
秋田市の場合，各課所室が Web ページを作成していたため，可能だった。
しかし，市役所サーバーへの負荷が懸念されていた。

http://www.city.akita.akita.jp/city/ed/cl/site_report/jizoudensite_paleolithic/default.htm
http://www.city.akita.akita.jp/city/ed/cl/site_report/shimotsutsumiGsite_paleolithic/default.htm

→　遺跡リポジトリの存在を知る。
　　先行して公開し始めていた秋田県埋蔵文化財センター担当者に詳細を聞く。
　　秋田大学図書館と代行登録について協議。

→　平成 25 年４月･･･文化振興課分　メタデータ作成，申請・公開。

②第Ⅱ期：秋田城跡歴史資料館発行分の公開

任意団体「秋田城を語る友の会」が秋田城の報告書を増刷・販売していた。

→　販売不振，資金不足を理由に平成 23 年度以降，増刷を中止。

平成 25 年度･･･秋田城跡歴史資料館分　PDF を収集。メタデータ作成。

平成 26・27 年度･･･秋田城跡歴史資料館分　メタデータ作成，申請・公開。

→過去の秋田市埋蔵文化財関係報告書の PDF 公開が完了。新しく作成する場合は，随時公開。

平成 29 年度からはセルフアーカイブしていくこととなった。

（３）全国遺跡報告総覧で公開してからの副産物

①学会での利用

平成 28 年度･･･日本旧石器学会データベース改訂作業。秋田県の作業完了。

・遺跡位置図をグーグルマップで表示。

・文献を全国遺跡報告総覧の URL で関連付け。

※秋田県内の旧石器遺跡の発掘調査報告書は，県か秋田市でほぼ網羅。

②研究者，市民への情報提供

秋田城跡歴史資料館 Web ページで，刊行物一覧にリンクを張る。

http://www.city.akita.akita.jp/city/ed/ac/05_kankoubutu/default.htm

→　研究者・ボランティアガイドなどが利用。

３　報告書デジタル化と公開に携わって分かったこと

（１）秋田市ができた要因

①【蓄積】PDF があった。

②【環境】メタデータ作成を手伝ってくれる事務職員がいた。

③【動機】報告書の増刷・販売ができなくて困っていた。市役所サーバーへの負荷軽減。

（在庫がないのに，報告書が欲しいという要望 etc）

（２）課題と展望

①発掘調査報告書以外の書籍も公開していきたい。

環境整備事業報告書，保存管理計画，出土文字資料集など

②遺物属性表（CSV データ）の公開。市役所 URL は変わる可能性あり、全面的に全国遺跡報告総覧へ移行。

平成 29 年度第 2 回報告書データベース作成に関する説明会予稿集

発行・編集　奈良文化財研究所
平成 29（2017）年 12 月 20 日発行

奈良文化財研究所　　webinfo@nabunken.go.jp
（事務局）島根大学附属図書館　rar@lib.shimane-u.ac.jp